

平成 25 年第 1 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 1 日目）

平成 25 年 2 月 18 日（月曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 佐藤 恵子

副委員長 昌浦 泰巳

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典
総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光
総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也
総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄
市民課長 鈴木 利秋
市民経済部副理事(兼)税務課長 郷家 栄一
収納課長 木村 修
農政課長 浦山 勝義
保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 但木 正敏
保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健
保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹
保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子
社会福祉課生活再建支援室長 阿部 英明
多賀城駅周辺整備課長 根元 伸弘
道路公園課長 加藤 幸
復興建設課長 熊谷 信太郎
会計管理者 紺野 哲哉
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦
生涯学習課長 武者 義典
文化財課長 加藤 佳保
選挙管理委員会事務局長 今野 淳
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳
商工観光課長補佐 及川 廣之
社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 渡辺 明
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志
主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

- 正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

おはようございます。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、出席委員中、吉田瑞生委員が年長の委員でありますので御紹介申し上げます。お願いします。

(吉田瑞生臨時委員長、委員長席に着く)

○吉田臨時委員長

おはようございます。

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせにより、文教厚生常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は佐藤恵子委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は佐藤恵子委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(吉田瑞生臨時委員長退席、佐藤恵子委員長席に着く)

○佐藤委員長

おはようございます。

改めて御挨拶をさせていただきます。

きょうとあした特別補正予算委員会ということで頑張りたいと思います。今回の補正予算は、いつにも増して本予算と密接にかかわってくる補正予算委員会だと思っております。皆さん方の復興に向けての住民の暮らし第一の視点から真剣な議論を願っております。どうぞあしたまでよろしくお願いしたいと思います。それでは、席に着かせていただきます。

○佐藤委員長

それでは、この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせにより、委員長の私から指名をしたいと思っております。

これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。

それでは、副委員長には昌浦泰巳文教厚生副委員長を指名いたします。よろしく願いをいたします。

● 議案第 18 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）

○佐藤委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 18 号から議案第 24 号までの平成 24 年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りをいたします。本件につきましては、提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うということにして省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

御異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、まず、議案第 18 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

関係課長等から、順次説明を求めます。総務部次長。

● 歳出説明

● 2 款 総務費

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

それでは、資料 2 の 45 ページをお開き願いたいと思っております。

初めに、歳出から説明させていただきます。

2 款 1 項 1 目一般管理費で、960 万 9,000 円を減額補正するものであります。これは説明欄記載の代替派遣職員人件費の減額でございます。今年度の育児休業取得職員に対する代替派遣職員を当初 5 名と見込んでおりましたが、現在 1 名で推移していることから予算計上額と決算見込み額との差額を減額するものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

3 目広報広聴費で 296 万 6,000 円の減額補正でございます。説明欄 1 の広報誌発行事業、8 節報償費で 13 万 2,000 円の増額ですが、これは県政だより取り扱い謝礼の算定基準となる配布世帯数の増加に伴いまして増額するものでございます。11 節需用費で 309 万 8,000 円の減額は、広報誌印刷製本費の契約単価が予算見積もり単価を下回ったために減額するものでございます。

○阿部管財課長

7目庁舎管理費で985万5,000円の増額補正でございます。説明欄1の庁舎維持管理事業において、1節報償費37万4,000円及び4節共済費7万4,000円の減額は、非常勤職員の執行見込み額の精算によるものでございます。13節委託料の930万3,000円の増額は、3階全員協議会室におきまして執行部の出席者がふえたことなどによる弊害を解消し、議事の進行をよりスムーズにするため、現在仮設で使用している委員長席及び事務局長席を本設により設置するための改修費用として108万円、平成25年4月の組織改編に伴う事務室内のコンセント及び電話の改修費用として87万3,000円、庁舎の災害対策拠点としての機能強化を図るため、J-ALERTからの情報や防災行政無線の放送などを庁舎全体に放送するための放送設備機器の更新費用として735万円、内訳といたしましては中央制御室の放送用アンプ、庁舎内3カ所の放送リモコン及びデジタルミュージックマシンの更新を予定しております。18節備品購入費の100万円の増額は、4月から予定されている派遣職員などの増員により不足する事務机及び椅子の購入費用でございます。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

8目企画費で413万6,000円の増額補正でございます。説明欄、市長公室関係で条例で御審議をいただきました住民生活に光をそそぐ交付金返還金として23節に453万6,000円の計上でございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、地域コミュニティ課分で40万円の減額補正ですが、これは1のコミュニティ助成事業の助成金いわゆる宝くじ助成について、今年度は5つの地区が採択を受けたわけですが、そのうち桜木南区では240万円の助成を受けてテーブル、椅子、テレビ、エアコンなどを購入する予定でしたが、地区内でエアコンの寄贈を受けたということで、宝くじ助成金により購入しなくなった分を減額するものでございます。

○角田交通防災課長

次に、10目交通安全対策費で69万4,000円の増額補正でございます。説明欄1の交通安全指導員事業で1節報酬54万円の増額でございます。これは、小中学校の震災教育関係事業や復旧・復興イベント等への出勤回数の増加に伴う出勤報酬の増でございます。

次に、2の交通安全対策・啓発事業は15万4,000円の増額でございます。これは、11節需用費で劣化や不足した横断歩道用の横断旗の補充及び13節委託料で飲酒運転撲滅に係る啓発用看板作成業務委託料でございます。

ここで、恐れ入りますが本資料の6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費で2款1項総務管理費のうち多賀城駅前警察官立寄所新築事業費は、東日本旅客鉄道株式会社との高架下利用に関する協定の締結の遅延に伴い年度内に納品が見込めないため、その事業費784万9,000円を繰り越すものでございます。なお、事業完了につきましては8月末を予定しております。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

次の多賀城市津波復興拠点整備基礎調査検討事業でございます。繰越明許費の次になりま

すけれども、事業費 2,500 万円も繰越明許費の設定をお願いするものでございます。これは八幡字一本柳地区における津波復興拠点整備事業の基礎調査事業化に向けた検討を行っているもので、当初は年度内に完了する予定でございましたが、進出意向企業等との調整に時間を要することになったことから繰越明許費の設定をお願いするものであります。なお、完了は平成 25 年 9 月末日を予定しております。

それでは、恐れ入ります。資料 2 の 45 ページ、46 ページにお戻りをお願いします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、18 日東日本大震災復興基金費で 377 万 1,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄、東日本大震災復興基金積立金の 377 万 1,000 円は、全国から本市にお寄せいただいた震災復興寄附金の 11 月から 12 月までの収入分を復旧・復興事業に活用するため、積み立てをするものでございます。

○今野選挙管理委員会事務局長

次のページをお願いいたします。

4 項 3 目海区漁業調整委員会委員選挙費で 74 万 3,000 円の減額でございます。説明欄 1 の海区漁業調整委員会委員選挙については無投票となりましたことから、事業費確定に伴う減額補正でございます。

○渡辺社会福祉課長補佐

次に、3 款 1 項 2 目障害者福祉費で 226 万 3,000 円の減額補正でございます。説明欄 1 の特別処遇加算費補助事業で 166 万 6,000 円の減額補正は、補助事業の対象となる施設がなかったことによる減でございます。

2 の社会福祉課障害福祉係庶務事務で 108 万 6,000 円の減額補正は、非常勤の保健師 1 名を募集しておりましたが応募者がなく、主に障害者の方の対応業務であることから昨年 8 月から精神保健福祉士 1 名を採用したことによる報酬等の減でございます。

3 の相談支援業務で 19 万 5,000 円の増額補正は、療育システムの構築に係る先進地の視察研修、職員 5 名分の旅費の増でございます。

4 の福祉サービス管理事業で 29 万 4,000 円の増額補正は、平成 25 年 4 月 1 日から障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、いわゆる障害者総合支援法に題名等が改正されることに伴い、福祉サービスシステムの帳票様式等の変更等の改修を行うことによる増額でございます。

○松岡介護福祉課長

次に、4 目老人福祉費 702 万 5,000 円の減額補正でございます。説明欄 1、シルバーヘルスプラザ管理運営事業で 227 万 8,000 円の減額は、13 節委託料で指定管理業務委託料の執行残でございます。2 の全国健康福祉祭宮城・仙台大会開催事業 474 万 7,000 円の減額につきましては、19 節負担金、補助及び交付金でねんりんピック開催に係る経費につきまして、県実行委員会からの補助額が増額されましたことに伴います多賀城市実行委員会に対する補助金の減額でございます。

○高橋国保年金課長

次に、6目国民健康保険事業繰出金で407万9,000円の増額補正でございます。説明欄1の国民健康保険特別会計繰出金1億641万9,000円につきましては、保険基盤安定分の保険税軽減分、財政安定化支援事業分、保険基盤安定分の保険者支援分の本年度額確定に伴う増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

2の国民健康保険特別会計繰出金(財政支援分)で1億234万円の減額補正につきましては、国民健康保険特別会計の財源不足額に対する一般会計からの財政支援分でございますが、本年度の財源不足額を8,906万3,000円と見込んでおりますことから、計上済み額との差額を減額するものでございます。詳しい内容につきましては、国民健康保険特別会計で御説明を申し上げます。

○松岡介護福祉課長

次に、7目介護保険対策費で874万9,000円の増額補正は、説明欄1、介護保険特別会計繰出金の増額で、介護保険特別会計予算の補正に伴い繰出金を増額するものでございます。内容につきましては、介護保険特別会計補正予算の中で説明をさせていただきます。

○高橋国保年金課長

8目後期高齢者医療事業繰出金で108万7,000円の減額補正でございます。これは後期高齢者医療特別会計の繰出金でございますが、本年度の保険基盤安定に係る分の確定に伴うものでございます。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

次に、2項1目児童福祉総務費で4,526万5,000円を減額補正するものであります。説明欄、総務課関係の児童福祉職員人件費は、東日本大震災の被災者に対する保育所入所児童保護者負担金の減免に伴う財源組み替えでございます。

○但木こども福祉課長

次に、こども福祉課関係1の子ども手当支給事業において451万9,000円の減額でございます。まず、20節扶助費において487万円の減額でございますが、これは平成23年10月に施行されました子ども手当特別措置法に基づく遡及支給の特例措置が昨年9月末で終了したこと、及び支給対象延べ児童数が当初見込みの1万6,920人から410人減の1万6,510人に確定したことによる減額でございます。23節償還金、利子及び割引料の35万1,000円の増額は、平成23年4月に施行されました子ども手当つなぎ法に基づく平成23年2月から9月までの支給分に係る国庫負担金の額が確定したことに伴う返還金でございます。

2の児童扶養手当支給事業の20節扶助費において566万6,000円の減額でございますが、これは一部支給対象者の減及び一部支給平均額の減による減額でございます。

3の子ども手当のための支給事業の20節扶助費において3,508万円の減額でございますが、これは平成24年度の児童手当に係る分でございます。所得制限世帯に対して支給金

額の改定が行われたこと、及び支給対象延べ児童数が当初見込みの 7 万 9,926 人から 7 万 7,857 人となったことによる減額でございます。

次に、2 目保育運営費の 18 節備品購入費で 38 万 5,000 円を増額補正するものでございます。説明欄、こども福祉課関係 1 の市立保育所運営管理事業で 34 万 7,000 円の増額でございますが、これは社会福祉事業費寄附金を充当いたしまして経年劣化した保育所の洗濯機、掃除機等を購入するものでございます。

2 の私立保育所運営費負担金につきましては、東日本大震災による被災者に対する保育料の減免分に対しまして、県の子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金での補填措置が講じられることによる財源組み替えでございます。

3 の保育所給食食材放射能測定検査実施事業につきましては、本市独自に実施しております保育所の給食食材放射能測定検査に係る費用の一部につきましては、県の市町村消費者行政活性化事業補助金の充当が認められたことによる財源組み替えでございます。

次に、子育てサポートセンター関係 1 の子育てサポートセンター運営事業の 18 節備品購入費で 3 万 8,000 円の増額でございますが、これは社会福祉事業費寄附金を充当いたしまして、乳幼児用の遊具を購入するものでございます。

○渡辺社会福祉課長補佐

次のページをお願いいたします。

4 目心身障害児通園事業費で 17 万 9,000 円の増額補正でございます。説明欄 1 の太陽の家管理運営事業で 18 節備品購入費 17 万 9,000 円は寄附金を活用いたしまして、行事等に使用するワイヤレスアンプ 1 台を購入するものでございます。

○但木こども福祉課長

6 目留守家庭児童対策費、説明欄 1 の放課後児童健全育成事業の 18 節備品購入費で 2 万 9,000 円を増額補正するものでございますが、これは社会福祉事業費寄附金を充当して、経年劣化した掃除機等を購入するものでございます。

○高橋国保年金課長

7 目乳幼児等医療対策費で 56 万 8,000 円の減額補正でございます。これは国民健康保険特別会計の繰出金で、乳幼児医療費制度に係る分で本年度の確定に伴うものでございます。

○但木こども福祉課長

8 目児童センター管理費、説明欄 1 の西部児童センター維持管理事業の 18 節備品購入費で 9 万円を増額補正するものでございます。これは社会福祉事業費寄附金を充当して、経年劣化した綿菓子機を購入するものでございます。

○阿部管財課長

3 款 4 項 1 目災害救助費で 2,119 万 5,000 円の減額補正でございます。説明欄、管財課の 1、被災住宅応急修理事業は 61 万 8,000 円の減額補正でございます。1 節報酬費 54 万 4,000 円及び 4 節共済費 7 万 4,000 円の減額は、非常勤職員の執行見込み額の精査によるものでございます。

○阿部生活再建支援室長

次に、生活再建支援室関係 1 の仮設住宅管理運営事業は 2,057 万 7,000 円の減額補正でございます。仮設住宅共同施設に係る小破修理に要する経費の執行見込みが立ったことに伴う修繕料の減額と、仮設住宅管理運営業務の事業費確定に伴う減額でございます。なお、仮設住宅管理運営業務につきましては、平成 24 年 5 月 15 日開催の東日本大震災調査特別委員会において御説明しましたとおり、委託する業務内容を精査し進めてきており、昨年の 8 月から 9 月にかけて仮設住宅居住者に対して、改めて緊急連絡先並びに満足度調査を密封式封筒により実施した結果、当該業務に対する満足度が 83.46%の高い数値を示しております。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次のページをお開きください。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費で 472 万 8,000 円の減額補正を行うものでございます。説明欄、生活環境課分 1 の市民持込み食材放射能測定事業につきましては、当該事業に対し県の市町村消費者行政活性化事業補助金の交付内示を受けたことに伴う財源組み替えでございます。補助率は 10 分の 10 でございます。なお、この補助金は給食食材の放射能測定事業についても補助対象にしていただけましたので、本市の給食食材放射能測定事業費全額には届きませんが、県の今年度予算枠を最大限活用させていただき、学校給食及び保育所の給食食材の放射能測定事業費の一部に充当されております。

○長田健康課長

次に、健康課分でございますが、1 の妊婦一般健康診査事業で 472 万 8,000 円を減額するものでございます。これは今年度の医師会への妊婦一般健康診査業務委託料の支払い見込み額の確定に伴い 518 万 4,000 円の減額補正を行うとともに、里帰り出産の増加により妊婦一般健康診査助成金に不足が見込まれることから、不足見込み額の 45 万 6,000 円を増額するものでございます。

次に、2 目保健衛生普及費で 122 万円を減額するものでございます。1 の健康課庶務事務ですが、これは緊急雇用に係る非常勤職員 1 名分の支払い見込み額の確定に伴う減額補正でございます。

次に、3 目予防費で 555 万 4,000 円を増額するものでございます。1 の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業で 916 万 9,000 円を増額するものでございます。これは子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌の 3 ワクチンの接種者数を当初約 5,700 人と見込んでおりましたが、接種者数が約 6,500 人と見込まれることから増額するものでございます。2 の高齢者肺炎球菌予防接種事業で 361 万 5,000 円を減額するものでございます。これは接種者数を当初約 2,300 人と見込んでいたところ、約 970 人と見込まれることから減額するものでございます。接種者数が減少したことにつきましては、今年度から開始した事業であるため接種見込み者の把握が難しかったこと、また平成 23 年度に日本赤十字社が実施いたしました無料接種期間中に多くの方が接種を受けたことが原因と考えております。

次に、4 目健康増進事業費で 218 万 2,000 円を減額するものでございます。1 の健康診断事業につきましては、がん検診等の事業費の支払い見込み額の確定に伴う減額補正でございます。2 のがん検診推進事業で 169 万 7,000 円の増額につきましては、平成 23 年度のがん検診推進事業に係る国庫負担金が確定したことから、その返還金を計上するものでございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

5 目環境衛生費で 327 万 4,000 円の減額は説明欄 1 の塩竈斎場運営負担金及び 6 目環境対策費で 120 万 7,000 円の減額でございますが、これは環境調査事業でございますけれども、事業費確定に伴う減額補正でございます。

次のページをお開きください。

2 項 1 目清掃総務費で 1,826 万円の減額を行うものでございますが、1 の塩釜地区環境組合負担金 42 万 6,000 円の減額及び 2 のごみ減量・分別促進事業 110 万 8,000 円の減額、及び 3 の宮城東部衛生処理組合負担金 1,672 万 6,000 円の減額につきましては、いずれも事業費確定に伴う減額補正でございます。

○浦山農政課長

6 款 1 項 4 目農地費につきましては、農業用施設維持管理事業の財源組み替えでございます。これは、津波浸水による農業用排水路しゅんせつ等の土壌調査費について、国庫補助適用となったものによるものでございます。

○及川商工観光課長補佐

次に、7 款 1 項 2 目商工振興費で 4,872 万 1,000 円を減額補正するものです。初めに、説明欄 1 の中小企業等経営安定支援事業で損失補償金 193 万 9,000 円を増額補正するものです。これは、多賀城市の中小企業振興資金を利用していた事業者が倒産、廃業等により振興資金の返済ができなくなったことにより、多賀城市と宮城県信用保証協会との損失補償契約により算定された損失補償金を支払うもので、今年度は 2 社 3 件分の支払いでございます。なお、返済不能となった理由は、1 社は建築工事業が震災により被災しての倒産、もう 1 社はレストラン業でその理由は競争激化による廃業でございます。

次に、説明欄 2 の被災事業者再建支援事業で 5,000 万円を減額補正するものです。これは、平成 23 年 11 月から制度を開始し 24 年度も継続しておりますが、当初 650 件の 6,500 万円を見込んでおりましたが、今年度 2 月 15 日現在で 37 件の 348 万円の実績と、今後の支出予定を 113 件 1,130 万円と見込み、差額分 5,000 万円を減額補正するものです。

次に、説明欄 3 の仮設工場等貸与事業で 66 万円を減額補正するものです。これは、明月一丁目地内の仮設工場貸与事業で、工場用地の賃借契約期間が当初 8 カ月を見込んでおりましたが、埋蔵文化財発掘調査等により期間を要し 4 カ月となったことから、計上済み額との差額分を減額するものであります。

恐れ入りますが、8 ページをお開きください。

第 3 表の債務負担行為補正の下の欄の変更の仮設工場等用地借り上げ料ですが、今回の補正により設定期間の年度に変更はございませんが、用地借り上げ期間が 4 カ月延長となり限度額を 66 万円増額し 924 万円にするものであります。

55 ページにお戻りください。

次に、4 目観光費で 192 万 5,000 円を減額補正するものです。これは、説明欄 1 の観光案内板整備事業で、歩行者系案内板と車両系案内板を当初 350 万円で設置する予定でしたが、このうち車両系案内板が主要地方道泉塩釜線の道路拡張工事計画により設置できなくなりましたが、道路拡張工事完了後に設置したいと考えております。また、歩行者系案内板につきましては当初 100 万円を見込んでおりましたが、資材高騰により 157 万 5,000 円となることから、車両系案内板の減額分と歩行者系案内板の増額分の設置費の差額 192 万 5,000 円を減額するものでございます。

次のページをお開きください。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

次に、8 款 1 項 1 目土木総務費で 113 万 9,000 円を減額補正するものであります。説明欄、総務課関係の土木管理職員人件費は、国庫補助事業費の内示に伴う財源組み替えでございます。

○加藤道路公園課長

続きまして、道路公園課の道路台帳整備事業につきましては、事業費確定に伴いまして 13 節委託料を 113 万 9,000 円の減額補正をするものでございます。

次に、8 款 2 項 2 目道路維持費で 137 万 5,000 円の減額補正でございますが、説明欄、道路公園課の道路維持管理事業につきましては、事業費確定に伴いまして 13 節委託料を減額補正するものでございます。

○熊谷復興建設課長

3 目道路新設改良費で 9,277 万 6,000 円の減額補正でございます。説明欄 1、都市計画道路、新田南錦町線道路改築事業（補助）で、4,899 万 9,000 円の減額補正でございます。15 節工事請負費の 3,879 万 9,000 円は補助金の確定に伴う減額補正でございます。17 節公有財産購入費の 1,020 万円は用地取得が困難になったことによる減額補正でございます。

説明欄 2、都市計画道路南宮北福室線道路改築事業（補助）で 1,317 万 1,000 円の減額補正ですが、補助金の確定に伴うものでございます。

説明欄 3、内水排除困難地域側溝整備事業で 460 万 6,000 円の減額補正でございます。

13 節委託料の 1,285 万円は、来年度以降の工事施工箇所の設計業務を実施するための増額補正でございます。15 節工事請負費の 1,745 万 6,000 円は今年度の施行箇所が確定したことによる減額補正でございます。

説明欄 4、都市計画道路笠神八幡線道路整備事業の 2,600 万円の減額補正ですが、これは入札に伴う執行残の減額補正でございます。

ここで、申しわけありませんが繰越明許費を御説明いたしますので、資料の 6 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費で 8 款 2 項道路橋りょう費について繰り越し理由を先に御説明したいと思えます。都市計画道路新田南錦町線道路改築事業費（補助）3,000 万 1,000 円ですが、用地取得後の工事発注を予定しておりましたが、用地取得が困難になったことにより工事の施工箇所を変更いたしましたので、おくれが生じたものでございます。次に、都市計画道路南宮北福室線道路改築事業費（補助）8,774 万 5,000 円、南宮北福室線道路改築事業（単独）270 万 3,000 円ですが、補償相手の代替地取得に時間を要しており、予定期日までの引き渡しが見込めないことや補助金内示の確定が 12 月になったことによる工事発注のおくれによるものでございます。

次に、内水排除困難地域側溝整備事業 3,939 万 4,000 円ですが、復興交付金の採択を受け、調査、設計、工事の発注ということを行っておりますので工事がおくれているものでございます。

次に、都市計画道路笠神八幡線整備事業 3,700 万円ですが、道路橋梁設計を行っているところですが、関係機関との協議、調整に非常に時間を要していることからおくれているものでございます。

以上、5 件の繰り越し理由ですが、いずれも年度内の完了が見込めないことから繰越明許とするもので、いずれも 9 月末の完了期日を予定してございます。

大変申しわけありませんが、59 ページ、60 ページに戻っていただきたいと思えます。2 項 4 目で橋りょう維持費ですが、2,314 万円 2,000 円の減額補正を行うものです。説明欄 1、高橋跨線橋耐震補強事業の 13 節委託料で 784 万 2,000 円の減額補正ですが、これは鉄道各社との協定に基づき委託料を精算したものでございます。説明欄 2、緊急避難路整備事業（橋梁耐震化）の 13 節委託料で 1,530 万円の減額補正ですが、これは入札執行残によるものです。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

4 項 1 目都市計画総務費で 1 億 4,428 万 6,000 円の減額補正です。説明欄 1、危険ブロック塀等除却事業で 200 万円の減額は、震災の公費解体の進捗により除却申請がなかったことによる減額でございます。

恐れ入りますが、6 ページをお開きいただきたいと思えます。

第 2 表、繰越明許費 8 款土木費 4 項都市計画費、総合治水対策事業、都市計画マスタープラン策定事業、清水沢多賀城線整備負担金、これは国道 45 号線より南側の県事業負担金分でございますが、この 3 事業について事業の遅延により記載の金額をそれぞれ翌年度に繰り越すものでございます。完成予定は、総合治水対策事業が 9 月末、都市計画マスタープラン策定事業が 5 月末、清水沢多賀城線整備負担金が平成 26 年 3 月末を見込んでおります。

59 ページ、60 ページにお戻りをいただきます。

○根元多賀城駅周辺整備課長

次に、多賀城駅周辺整備課関係でございますが、説明欄 1 の多賀城駅北地区再開発事業で 1 億 3,028 万 6,000 円の減額補正でございます。その主なものは、多賀城駅北開発株式会社に対する補助金 1 億 3,020 万円で、現在保留床の取得候補者との協議や事業計画の修正作業を継続して行っているため、予定していた地盤調査、実施設計及び権利返還計画作成の各業務が執行できなかったことによるものでございます。

○加藤道路公園課長

続きまして、道路公園課の狭あい道路拡幅整備事業につきましては、工事面積と用地買収面積が当初見込みの面積よりも少なかったことによります 1,200 万円の減額補正でございます。

○熊谷復興建設課長

2 目街路事業費で 8,647 万円の減額補正を行うものでございます。説明欄 1、都市計画道路高崎大代線道路改築事業で 1,397 万円の減額補正でございます。13 節委託料で 197 万 1,000 円の減額補正は、入札執行残によるものでございます。15 節工事請負費で 1,199 万 9,000 円は、補助金が確定したことによる減額補正でございます。

説明欄 2、都市計画道路清水沢多賀城線道路整備事業の 13 節委託料 7,250 万円の減額補正は、入札執行残によるものでございます。

○加藤道路公園課長

3 目公園費につきましては、1 億 5,763 万 6,000 円の減額補正でございます。説明欄の道路公園課の公園維持管理事業につきましては、事業費確定に伴います 13 節委託料を 64 万円減額補正するものでございます。

○熊谷復興建設課長

続きまして、61 ページ、62 ページをお願いいたします。

復興建設課関係ですが、説明欄 1、八幡通り防災公園整備事業の 15 節工事請負費で 1 億 2,100 万円の減額補正ですが、これは当初予定では年度内に防災緑地として都市計画決定等の手続を行い、年度内発注を予定しておりましたが、復興庁との協議により工事発注を見送ったことによる減額補正でございます。

説明欄 2、中央公園整備事業の 824 万 6,000 円の減額補正ですが、文化財発掘調査に関して協議を進めてまいりましたが、工事において設置する構造物が遺構の位置まで達しないことが確定いたしましたので、4 節共済費から 14 節使用料及び賃借料に計上しておりました文化財発掘に伴う予算を減額補正するものでございます。15 節工事請負費で 100 万円は、補助金が確定したことによる減額補正でございます。

説明欄 3、津波被災公園植栽整備事業で 2,775 万円の減額補正を行うものでございます。13 節委託料で 150 万円の減額補正ですが、工事発注後の監督業務をアウトソーシングにより行うこととしておりましたが、自治法派遣等の支援により職員による監督管理が可能になりましたので、委託料の減額補正を行うものでございます。15 節工事請負費で 2,625

万円の減額補正ですが、樹木につきましては原型復旧により工事金額を算定しておりますが、公園愛護団体等との協議によりまして幼木等の樹木に置きかえることとなりましたので、工事費の減額補正を行うものでございます。

次に、恐れ入りますが、繰越明許費を御説明いたしますので 6 ページをお願いしたいと思います。

第 2 表、繰越明許費で 8 款 4 項の都市計画費のうち都市計画費の 5 行目から繰り越し理由を御説明いたします。都市計画道路高崎大代線道路改築事業の 800 万 1,000 円ですが、前年度工事や工事発注のおくれ等による工事のおくれでございます。次に、都市計画道路清水沢多賀城線道路整備事業の 5,750 万円ですが、道路橋梁設計を行っているところですが、関係機関との協議調整に非常に時間を要していることからおくられているものでございます。次に、街路植栽整備事業 1,804 万円ですが、樹木に関しましては 4 月以降の時期が適しているということ判断いたしまして、施工期間を延期するものでございます。次に、八幡通り防災公園整備事業 1,450 万円と次の防災緑地整備事業の 2,175 万円ですが、防災緑地の取り扱いや採択条件等について、現在復興庁と継続協議を行っていることからおくられているものでございます。次に、中央公園整備事業 1,890 万 1,000 円ですが、前年度工事や工事発注手続等によるおくれと用地取得がおくられていることによる工事遅延でございます。

7 ページをお願いいたします。次のページでございます。

津波被災公園植栽整備事業 282 万円ですが、先ほど御説明した理由と同じになりますが、植栽時期の関係で延期するものでございます。

以上が繰り越し理由となりますが、いずれも年度内の完了が見込めないことから繰越明許とするものですが、2 件の植栽整備事業については 6 月末の完了を、それ以外の事業については 9 月末の完了を予定してございます。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

それでは、恐れ入ります。また、61 ページ、62 ページにお戻りいただきたいと思っております。

次に、4 目市街地開発事業で 3,145 万 6,000 円を減額補正するものであります。説明欄、総務課関係の市街地開発事業職員人件費は、国庫補助事業費の確定に伴う財源組み替えでございます。

○根元多賀城駅周辺整備課長

次に、多賀城駅周辺整備課関係ですが、説明欄 1 の連続立体交差事業費、県事業負担金で 677 万 4,000 円の減額補正は、事業費の確定によるものでございます。説明欄 2、多賀城駅周辺土地区画整理事業費(単独)分で 2,308 万 2,000 円の減額補正でございます。その主なものは、再開発事業用地の造成工事ができなかったこと、関連して物件移転補償費を見送ったことによるものでございます。3、多賀城駅周辺土地区画整理事業(旧通常)分で 160 万円の減額補正でございます。その主なものは、道路築造工事の事業費確定によるものでございます。

ここで、恐れ入りますが6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費で4項都市計画費の4行目、多賀城駅高架下駐輪場整備事業の1億20万円を繰り越すものでございます。これは、JRとの設計協議が長引きましたので工事着手がおくれ、年度内完了が困難となったことによるものでございます。なお、完了は9月末日を予定してございます。

次に、7ページをごらん願います。

2行目、連続立体交差事業は駅部の高架橋工事が年度内の完了が見込めないことから、県事業負担金9,069万6,000円を繰り越すものでございます。なお、完了は平成26年3月末日を予定してございます。

ここで、恐れ入りますが63ページをお開き願います。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

5目下水道事業特別会計繰出金で1億6,726万6,000円の増額補正です。詳しくは下水道事業特別会計で御説明いたします。

5項1目住宅管理費で130万円の増額補正です。説明欄1、市営住宅管理運営事業、11節需用費は市営住宅の修繕の増加によるものでございます。

2目住宅環境整備事業費で1億3,119万7,000円の減額補正です。説明欄1、木造住宅耐震診断等補助事業で340万円の減、2、木造住宅耐震改修補助事業で495万円の減額ですが、いずれも主たる財源であります社会資本整備総合交付金の内示額の減額によるものでございます。3、宅地かさ上げ等補助事業で9,001万円の減額補正、4、被災住宅補助事業で3,283万7,000円の減額補正ですが、いずれも執行の見込みが立ったことにより減額補正でございます。

3目災害公営住宅整備事業特別会計繰出金で145万円4,000円の増額補正です。詳しくは災害公営住宅整備事業特別会計で御説明いたします。

○角田交通防災課長

65、66ページをお願いいたします。

次に、9款1項2目消防施設費で60万1,000円の減額補正でございます。説明欄1の消防水利維持管理事業については、下水道管災害復旧工事に伴う消火栓修理費確定による減額補正でございます。次に、2の消火栓設置費等負担金については、消火栓設置に係る工事費確定による減額補正でございます。

次に3目災害対策費で4,931万7,000円の減額補正でございます。説明欄1の防災情報管理事業については、防災行政無線(同報系)の調整工事を継続していたため、24年度における保守管理業務の執行を見送ったための減額補正でございます。次に、2の防災行政無線(移動系)デジタル化整備事業については、復興交付金事業として24年度と25年度に分けて実施する予定でありましたが、25年度に全体事業として一括執行したほうが設備の整備や事務処理がしやすいとの考えから、今年度の執行を見送ったための減額補正でございます。次に、3の交通防災課消防防災係庶務事務は17万8,000円の増額でございます。

これは、震災復興業務の増加に伴い非常勤職員を雇用するための経費でございます。

ここで、恐れ入りますが本資料 7 ページをお開き願います。

第 2 表、繰越明許費の 7 ページの上から 3 番目でございます。9 款 1 項消防費のうち地域防災計画修正事業は、2 月に公表された宮城県地域防災計画との整合を図るのに時間を要することから年度内の納品が見込めないため、その事業費 1,840 万円を繰り越すものでございます。なお、事業完了につきましては 7 月末を予定しております。次に、津波ハザードマップ作成事業は、本市地域防災計画との整合を図るのに時間を要することから年度内に納品が見込めないため、その事業費 577 万 5,000 円を繰り越すものでございます。なお、事業完了につきましては 9 月末を予定しております。

65、66 ページにお戻り願います。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に、10 款 1 項 2 目事務局費で 1,749 万円 4,000 円の減額でございます。そのうち説明欄の教育総務課関係ですが、1 の幼稚園就園奨励補助事業につきましては、補助金 1,818 万 4,000 円を減額するものでございます。減額の理由でございますが、東日本大震災によって一定の被害を受けた幼児・児童・生徒を対象としました宮城県の私立学校授業料等軽減特別事業補助金が新設されております。その対象になりますと、宮城県から補助金が 10 分の 10 出るという制度でございます。この制度は平成 23 年度にできておりますけれども、24 年度も引き続き継続するかどうかははっきりしていなかったため、当初予算では見込んでおりませんでした。今回、宮城県認定分の制度の対象となった幼児が本年 1 月末現在で 83 人ございました。本市の幼稚園就園奨励費補助金の対象から外れたため減額するというものでございます。そのほかに、当初予算で見込んでいた人数よりも 20 人減になっていることなどによるものでございます。

○麻生川学校教育課長

続いて、学校教育課関係で説明欄 1 の学校教育指導事業、印刷製本費、95 万円の増額は小学校で使用している副読本「わたしたちの多賀城」の来年度配布分の不足分を増刷するためのものでございます。これは、東日本大震災による被災児童への再配布や他被災地等からの転入児童、また被災地視察時の来庁資料として配布したことにより不足が生じ増刷するものでございます。この費用の一部に指定寄附金を充当することに伴い財源組み替えを行うものでございます。

次に、説明欄 2 の学力向上パワーアップ事業は事業費確定に伴う 26 万円の減額補正でございます。

67 ページをお開きください。

続きまして、2 項 1 目小学校費の学校管理費でございますが、説明欄 1 の特別支援教育支援事業につきましては、特別支援学級在籍児童補助員の配置減に伴う報酬の減額補正 113 万 7,000 円と、新年度に特別支援学級の新設による教育備品等の購入のための増額補正 42 万 8,000 円、合わせて 70 万 3,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、この備品等の購入費に指定寄附金を充当することに伴い財源組み替えを行うものでございます。

次の2目教育振興費ですが、説明欄の特別支援教育就学奨励事業につきましては、事業費確定に伴う53万9,000円の減額補正でございます。

続きまして、3項1目中学校費の学校管理費70万8,000円の増額補正ですが、特別支援学級在籍児童補助員増により報酬を増額補正するもので、次の2目教育振興費につきましては、特別支援教育就学奨励事業の事業費確定に伴う減額補正でございます。なお、先ほどの小学校費の特別支援教育就学奨励費とともに、国庫補助金の額が不確定の状況があり歳入の補正は行っておりません。

○武者生涯学習課長

4項2目社会教育振興費でございますが、151万7,000円の減額補正でございます。これは、説明欄1の放課後子ども教室推進事業において、学校との調整による実施日数の減に伴うスタッフ謝金の減額でございます。

次に、3目公民館費で194万1,000円の減額補正でございます。その内訳につきましては、説明欄1の山王地区公民館維持管理事業で、使用不能となっているガスオープン等の備品を教育寄附金の活用により購入するための費用17万1,000円の増額でございます。大代地区公民館維持管理事業につきましては、震災等による外部委託化の延期に伴う非常勤職員1名分の人件費205万4,000円の減額と、次のページをお願いします。2の大代地区公民館別館解体撤去設置事業の完了に伴う残額5万8,000円の減額補正でございます。

○加藤文化財課長

次に、9目埋蔵文化財調査センター費で2億1,434万5,000円の減額補正でございます。説明欄1の埋蔵文化財緊急調査事業（補助）の409万8,000円の減額補正は、事業費の執行見込みが立ったことに伴う減額補正でございます。

説明欄2の埋蔵文化財調査受託事業の3,239万円の減額補正は、事業者からの申し出を受け来年度に開始時期が変更となった事業や、協議に基づき復興交付金の対象となった事業があったこと等に伴い、事業費のほぼ全額を減額補正するものでございます。

説明欄3の埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）の1億7,405万7,000円の減額補正は、本事業に係る当初見込み件数138件から37件の発掘調査にとどまることが見込まれるため、各事業費を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

なお、債務負担行為との関係がありますので、14節使用料及び賃借料のパソコン等借り上げ料を御説明いたしますが、この70万1,000円の減額補正は借り上げ開始時期の変更に伴う減額補正でございます。

ここで、恐れ入りますが本資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

第3表、債務負担行為の下にございます（変更）の欄で、2番目の業務支援システム借り

上げ料について、記載の期間内において限度額を変更するものでございます。この内訳につきましては、恐れ入りますが資料 3 を御用意いただきたいと思ひます。

資料 3 の 43 ページでございます。

一番下の（変更）の欄の 2 番目、業務支援システム借上げ料でございます。この中の内訳欄記載の 2、資料保管用サーバー借上げ料でございますが、これは借上げ期間の時期を本年度から来年度に変更することに伴ひ、本年度の減額分について、債務負担行為の平成 25 年から 29 年度までの期間内において限度額に増額するものでございます。

資料 2 の 72 ページにお戻りください。

説明欄 4 の調査資料デジタル化事業から 6 の埋蔵文化財調査センター庶務事務につきましては、事業費確定に伴う減額補正でございます。

○武者生涯学習課長

5 項 1 目保健体育総務費で 94 万 9,000 円の減額補正でございます。説明欄 1 の学校施設開放管理運営事業で山王小学校の夜間照明自動点灯盤にふぐあいが生じ、当初全面的に改修が必要との指摘を受けていたものでありますが、一部部品の交換によりふぐあいが解消したことによる修繕費の減額補正でございます。

○麻生川学校教育課長

続きまして、学校給食センター関係、2 目学校給食管理費 278 万 4,000 円の減額でございますが、説明欄 1 の学校給食調理事業につきましては、給食提供数の減による食材発注業務減額により、事業費確定に伴う減額補正でございます。また、説明欄 2 の学校給食放射能測定検査実施事業については、生活環境課、こども福祉課でも説明がありましたように、東日本大震災復興基金から市町村消費者行政活性化事業補助金への財源の組み替えでございます。

○佐藤委員長

済みません。ここで休憩とします。15 分。再開 11 時 15 分とします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

○佐藤委員長

おそろいですので再開いたします。それではお願いいたします。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

それでは、改めまして資料 2 の 71、72 ページをお願いしたいと思います。

下のほうになりますけれども、11 款 1 項 1 目一般災害復旧費で 31 億 5,905 万 9,000 円を減額補正するものであります。説明欄、総務課関係の災害復旧派遣職員受入事業は 5,700 万円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

これは現在全国各地から派遣においていただいている自治法派遣職員の人件費負担金につ

いて、今年度の派遣職員が確定したことにより予算計上額と決算見込み額との差額を減額するものであります。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

生活環境課分、1の災害廃棄物処理事業で30億4,967万1,000円の減額補正でございますが、災害廃棄物の量が年度当初約50万トンと見込んでいたものが34万トン余りに減少したこと及び災害廃棄物中間処理業務が完了したこと、並びに国の災害査定などに伴う減額でございます。2の被災家屋解体事業5,238万8,000円の減額につきましては、事業完了に伴う減額補正でございます。なお、23年度、24年度で解体した被災家屋総数は1,828棟でございます。

ここで、7ページをお開きください。

7ページ、第2表、繰越明許費でございますが、11款1項災害復旧費の災害廃棄物処理事業で5億7,666万2,000円を明許繰り越しするものでございます。これは、災害廃棄物のうち可燃物の焼却処分を宮城県に委託しておりますが、焼却施設の調整に時間を要したため24年度分の焼却予定が延長となる旨、宮城県から通知があったものでございます。なお、24年度分の災害廃棄物の焼却完了予定は平成25年6月末日を予定してございません。

73ページ、74ページにお戻りください。

○熊谷復興建設課長

11款2項公共土木災害復旧費、道路橋りょう災害復旧費で17万9,000円の増額補正を行うものでございます。説明欄1、道路等災害復旧事業(補助)で13節委託料1,000万円ですが、当初予定では工事発注後の監督業務をアウトソーシングにより行うこととしておりましたが、自治法派遣等の支援により職員による監督管理が可能になりましたので、委託料を減額補正するものでございます。説明欄2、道路等災害復旧事業で15節工事請負費1,017万9,000円ですが、災害査定では認められなかった小規模部分の工事を実施するための費用を増額補正するものでございます。

恐れ入りますが、7ページをお願いいたします。

表の下から2行目になります。繰越明許費で11款4項公共土木施設災害復旧費、道路等災害復旧事業(補助)で、3億136万4,000円、次の道路等災害復旧事業2,060万円ですが、これは上下水道等の道路埋設物工事が終わってからの道路工事となりますことから、いずれも年度内の完了が見込めないものでございます。完了期日につきましては、9月末を予定してございます。

恐れ入りますが、75ページにお戻り願います。

○浦山農政課長

11款3項1目農業用施設災害復旧費300万円の増額補正でございます。説明欄1の農業用施設災害復旧事業につきましては、繰り越し承認をいただきました平成23年度宝塚頭首工災害復旧工事に係る工事用仮設道路の勾配等の変更により、設計変更を要すること

になったため増額するものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、12款1項1目公債費元金で4,000万円の減額補正をするものでございます。これは、災害援護資金貸付事業の財源として宮城県から借り入れをしている災害援護資金貸付金の償還額の減額をするものでございます。本市が宮城県から借り入れた災害援護資金貸付金の償還につきましては、本市が災害援護資金を貸し付けた方からの償還額をもって行うこととなります。現在、本市が貸し付けた災害援護資金貸付金の償還につきましては、据置期間中ではございますけれども据置期間中における繰上償還が一定程度見込まれ、予算計上もしていたところでございますが、当初見込んでいた償還額を下回る見通しとなったため補正をするものでございます。

続いて、2目公債費利子で1,200万円の減額補正をするものでございます。これは一時借入金利子として見込んでいた1,200万円の全額について減額をするものでございます。現在、一時借入金の最高額を30億円に設定してございますけれども、大きな国庫支出金の収入や各種基金の繰りかえ運用などにより、市中金融機関等からの一時借入金を活用しなくとも資金繰りに支障が生じることはないものと判断し、補正をするものでございます。

○阿部生活再建支援室長

13款2項1目災害援護資金貸付金4億4,200万円の減額補正でございます。これは、当初予算において貸し付け1件当たり170万円で400件分、6億8,000万円と見込みましたが、生計維持の緊急的な貸し付け需要が減少しており、年度中の実績も踏まえまして、1件当たり170万円の140件、2億3,800万円と見込んで不用額を減額するものでございます。

なお、災害援護資金貸付金の状況でございますが、累計で平成25年2月1日現在で597人に対して9億5,206万円となっており、年度別の内訳といたしましては、平成23年度は458人に対しまして7億6,709万円の貸し付け、平成24年度は112人、1億8,497万円の貸し付けとなっております。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、恐れ入りますが歳出の説明にあわせて債務負担行為の説明をさせていただきますので、資料の8ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。これは、複数年契約を締結する業務や新年度の当初から業務が開始となるため、今年度中に契約等の事務処理を行う必要があるものについて債務負担行為を設定させていただくものでございます。なお、この債務負担行為に係る歳出予算につきましては、新年度以降の各年度の予算に計上させていただくものでございます。

お手数ですが、資料の3に基づきまして説明をさせていただきたいと思いますので、お手元に御用意いただきたいと思います。

資料3の39ページから43ページにかけてになります。

債務負担行為補正の各事項の内訳を記載させていただいているページでございます。こちらの資料ではさきに歳出予算の事項別で触れた業務や経常的な業務の説明を省略させていただくことといたしまして、新規に設定するものや業務内容等に特に変更があったものについて、各担当課長から説明させていただきますので御了解いただきたいと存じます。

○加藤道路公園課長

中央公園仮設トイレ借り上げ料につきましては、野球場と駐車場の間にある老朽化で封鎖しておりましたトイレにかわりまして、新たに同じ場所に 6 基のトイレを設置するものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

それでは、次に単年度契約事務に係る各種業務委託等でございますが、40 ページをお願いします。

上から 3 番目、13 番多賀城市震災経験記録伝承業務でございます。これは、昨年 10 月に開催されました東日本大震災調査特別委員会でも若干説明をさせていただきましたけれども、市民の方々やあるいは企業、そういった方々が保有する東日本大震災に関する映像ですとか写真などを幅広く収集し、その収集した記録をインターネットなどで広く公開しながら、震災の記憶を風化させることなく、かつ今回の震災の教訓を伝えていくというものでございまして、平成 25 年の 4 月 1 日から単年度で業務委託するために限度額 5,000 万円で債務負担行為を設定するものでございます。なお、施政方針で市長が述べたとおり、この事業を実施するに当たりましては、本年 2 月 8 日に連携と協力に関する協定を締結いたしました東北大学災害科学国際研究所と連携をしながら取り組んでいくこととしております。

○鈴木市民課長

次に、資料同じく 40 ページ、真ん中中段ごろになりますが、市民経済部、28 番公的認証サービス装置ハードウェアの保守点検の業務委託でございます。これにつきましては、現在市民課にございます公的認証の機器の保守点検の債務負担を行うものでございます。

○長田健康課長

次に、41 ページの中段以降になります。

追加単価契約に係る各種業務委託等でございます。

42 ページをお願いいたします。

46 番の未熟児養育医療レセプト審査医療機関支払い業務についてでございますが、これは平成 25 年 4 月から県から権限移譲される未熟児養育医療について、医療費の審査支払い業務を宮城県国民健康保険団体連合会及び宮城県社会保険診療報酬支払基金と委託契約を締結するものでございます。

43 ページをお願いいたします。

一番下の表の債務負担行為の変更でございます。施設備品借り上げ料で 1 番の自動体外式除細動器、AED 借り上げ料につきましては、市役所 1 階ロビーに設置しております AED1 台が 3 月で保証期限切れとなることからリースにより機器更新を行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

● 歳入説明

○郷家税務課長

それでは、歳入について御説明申し上げます。

資料2の13ページお開き願います。

1 款市税で5億9,667万6,000円の増額補正でございます。1 項 1 目個人市民税で2億5,030万円の増額補正でございますが、これは現年課税分の総合課税による所得割に係るもので、当初予算では世界的な金融危機を背景とした景気の低迷や東日本大震災による影響を考慮し、平成23年度決算見込み額から約20%程度減収になるものと見込んでおりました。しかし、個人所得の大きな部分を占める給与所得におきまして、前年度に比較して3.9%程度の減少にとどまったこと、また雑損控除が前年度に比較して約44%に縮小したことなどから、当初見込んでいたよりも税額の減収幅が小さかったことが増額の主な要因でございます。

次に、2 目法人市民税で1億2,370万円の増額補正でございます。これは現年課税分の法人税割額に係るもので、当初予算では東日本大震災による影響などを考慮し、震災前との比較では約40%の減収を見込んでいたものでございます。増額の要因といたしましては、震災の復旧・復興事業の進展に伴い土木、建設関連業種の業績が好調であること、またいわゆるエコカー減税などにより燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対する買いかえ需要の増加に伴い、自動車販売関連業種の業績が好調であることなどによるものでございます。

次に、2 項 1 目固定資産税で1億820万円の増額補正でございます。これは現年課税分の償却資産に係るもので、当初予算においては工場地帯における津波被害の状況を考慮しておりましたが、各事業所からの申告では想定していたよりも償却資産の減少幅が小さかったこと、また鉄道事業や電気事業、通信事業関係の総務大臣配分分の償却資産が増加したことなどが増額の要因でございます。

次の15ページをお願いいたします。

3 項 1 目軽自動車税で641万5,000円の増額補正でございます。これは現年課税分の4輪乗用自家用車に係るもので、いわゆるエコカー志向などの要因により軽自動車の登録が全国的にもまた宮城県内においても増加しており、本市においても900台増の8,800台分の税収が見込まれることから、641万5,000円を増額するものでございます。

次の4 項 1 目市たばこ税は1億806万1,000円を増額補正するものでございます。市たばこ税につきましては、平成22年10月の税率改正による販売価格の引き上げや喫煙離れによる影響等も勘案し、当初予算では税率改正後の月平均売り渡し本数をもとに改正前の約25%減少を見込んでおりました。しかし、これまでの売り渡し実績を見ますと、減少幅が見込みよりも縮小しており、前年度に比べて10%ほど増加している状況でございます。これによりまして、主力の旧3級品以外の製造たばこの売り渡し本数を2,340万本増

の1億1,024万4,000本と見込み、1億806万1,000円を増額補正するものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、8款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金で98万3,000円の減額補正をするものでございます。これは、平成24年度の交付額が確定しましたので、計上済み額との差額を補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税で11億4,611万7,000円の減額補正をするものでございます。説明欄、震災復興特別交付税の11億4,611万7,000円は、震災復興特別交付税の交付対象となる災害復旧事業費、復興交付金事業費などの減額、それと課税免除などによる歳入欠陥の縮小が見込まれることなどに伴い補正をするものでございます。

○但木こども福祉課長

次に、12款1項1目2節児童福祉費負担金で1,448万2,000円を減額補正するものでございます。説明欄1の保育所入所児童保護者負担金で1,302万4,000円の減額でございますが、これは東日本大震災による被災者に対する保育料の減免に伴うものでございまして、公立4保育所分は減免対象児童数51人分で572万9,000円の減額、私立7保育所分は減免対象児童数52人分で729万5,000円を減額するものでございます。

2の留守家庭児童学級入級児童保護者負担金で145万8,000円の減額でございますが、保育料と同様に東日本大震災による被災者に対する利用料の減免に伴う減額でございます。減免対象児童数67人分で145万8,000円を減額するものでございます。

○渡辺社会福祉課長補佐

次に、13款1項2目民生使用料で141万円の減額補正でございます。これは3節太陽の家利用料で、当初健常児35名の利用で計上いたしましたが、11名と見込まれることからその差額を減額するものでございます。

○但木こども福祉課長

次のページをお願いいたします。

14款1項1目民生費国庫負担金で2,430万7,000円を減額補正するものでございます。1節児童福祉費負担金は2,848万8,000円の減額でございます。説明欄1の児童扶養手当負担金188万9,000円の減額は、歳出でも御説明申し上げましたとおり、一部支給対象者の減及び一部支給平均額の減により、計上済み額との差188万9,000円を減額するものでございます。

2の子どものための手当負担金で2,343万8,000円の減額ですが、歳出でも御説明申し上げましたとおり、所得制限世帯に対する支給金額の改定が行われたこと、及び支給対象児童数の減により計上済み額との差2,343万8,000円を減額するものでございます。

3の子ども手当交付金で316万1,000円の減額でございますが、歳出でも御説明申し上げましたとおり、子ども手当特別措置法に基づく遡及支給の特例措置が終了したこと、及び

支給対象児童数の減により計上済み額との差 316 万 1,000 円を減額するものでございます。

○高橋国保年金課長

4 節保険基盤安定負担金で 418 万 1,000 円の増額補正でございます。これは保険基盤安定負担金ですが、保険者支援分の本年度分確定に伴うものでございます。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

次のページをお願いいたします。

2 項国庫補助金 2 目土木費国庫補助金で 1 億 2,174 万 5,000 円の減額補正です。説明欄 1、社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備）で 110 万円の減額補正は、歳出で説明をいたしました危険ブロック塀等除却事業の減額によるものでございます。2、社会資本整備総合交付金（地域住宅支援）で 305 万円の減額補正は、歳出で説明いたしました木造住宅耐震診断等補助事業及び木造住宅耐震改修補助事業の減額に対応したものでございます。

○根元多賀城駅周辺整備課長

次に、多賀城駅周辺整備課関係で説明欄 1 の社会資本整備総合交付金（土地区画整理事業）（旧通常分）で 87 万円の減額補正でございます。これは事業費の確定によるものでございます。2、社会資本整備総合交付金（地域住宅支援分）で 6,510 万円の減額補正でございます。これは歳出で御説明申し上げましたとおり、駅北開発株式会社への補助金交付ができなかったことによるものでございます。

○加藤道路公園課長

道路公園課分でございますが、これは歳出でも御説明申し上げましたが狭あい道路整備等促進事業で、工事面積、用地買収面積の減少によりまして 600 万円を減額するものでございます。

○熊谷復興建設課長

次に復興建設課関係ですが、説明欄 1、社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備）で 4,512 万 5,000 円の減額補正ですが、ここで恐れ入りますが次のページ 23 ページ、24 ページをお願いいたします。1 番目、物流基盤対応（高崎大代線）660 万円、2、物流基盤対応（新田南錦町線）2,695 万円、3、物流基盤対応（南宮北福室線）727 万 1,000 円までの減額補正につきましては、補助金の確定に伴うものでございます。次に、4、地震等災害対応（高橋跨線橋）430 万円 4,000 円につきましては、歳出でも御説明いたしましたが、鉄道各社との協定に基づき委託料を精算したことによるものでございます。

説明欄 2、社会資本整備総合交付金（市街地整備）、1 都市公園等統合事業（中央公園）50 万円につきましては、補助金の確定に伴うものでございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に、3 目教育費国庫補助金で 870 万 5,000 円の減額補正でございます。3 節幼稚園費補助金で 665 万 6,000 円の減額ですが、これは歳出で御説明申し上げました幼稚園就園奨励費補助金の減額に伴うもので、補助対象額の 3 分の 1 に調整率を乗じた金額と計上済

み額との差額を減額するものでございます。

○加藤文化財課長

次に、4 節社会教育費補助金で 204 万 9,000 円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明申し上げました国庫補助事業による市内遺跡発掘調査の事業費の執行見込みが立ったことに伴う減額でございます。

次のページをお願いいたします。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

4 目衛生費国庫補助金 2 節災害等廃棄物処理事業費補助金で 23 億 6,032 万 6,000 円の減額でございます。これは、歳出でも御説明申し上げましたとおり、災害廃棄物処理事業及び被災家屋解体事業の事業費確定に伴う国庫補助金の減額でございます。

○但木こども福祉課長

次に、15 款 1 項 1 目民生費県負担金で 2,834 万円を増額補正するものでございます。1 節児童福祉費負担金は 668 万 5,000 円の減額補正でございます。説明欄 1 の子どものための手当負担金で 582 万 8,000 円の減額は、先ほど国庫負担金でも御説明申し上げましたとおり所得制限世帯に対する支給金額の改定及び支給対象児童数の減によるものでございます。2 の子ども手当交付金で 85 万 7,000 円の減額は、これも先ほど国庫負担金で御説明申し上げましたとおり、子ども手当特別措置法に基づく遡及支給の特例措置の終了及び支給対象児童数の減によるものでございます。

○高橋国保年金課長

3 節保険基盤安定負担金で 3,502 万 5,000 円を増額補正でございます。内訳でございますが、1 は国民健康保険の保険基盤安定負担金で 3,584 万 1,000 円を増額補正でございますが、保険税軽減分、保険者支援分でそれぞれ本年度の額確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 の後期高齢者保険基盤安定負担金で 81 万 6,000 円の減額補正でございますが、これは低所得者分、被用者保険、被扶養者軽減分の確定に伴うものでございます。

○吉田市長公室長補佐(行政経営担当)

2 項 1 目総務費県補助金で 125 万円の減額補正でございます。これは、3 節市町村振興総合補助金で、歳出で御説明申し上げました 7 款 1 項 2 目観光サイン整備事業の中止によるものでございます。

○渡辺社会福祉課長補佐

2 目民生費県補助金で 1,561 万円 4,000 円を増額補正でございます。2 節知的障害者福祉費補助金で説明欄 1 の知的障害者援護施設(通所)特別処遇加算費補助金 83 万 3,000 円の減額補正は、歳出で御説明いたしました特別処遇加算費補助金事業に係る経費で、補助金の対象となる施設がなかったことによる減でございます。

3 節障害者福祉費補助金で、説明欄 1 の障害者自立支援特別対策事業補助金 19 万 5,000 円を増額補正は、歳出で計上いたしました相談支援業務事業での先進地視察研修旅費の 19

万 5,000 円に係る 10 分の 10 の補助でございます。

○但木こども福祉課長

6 節児童福祉費補助金で 1,625 万 2,000 円を増額補正するものでございます。説明欄 1 の宮城県子育て支援対策臨特例基金特別対策事業費補助金 441 万円の増額は、児童手当新システムの導入に係る費用分として安心こども基金を財源とする同補助金が充当されることになったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 の子育て支援対策臨特例基金特別対策事業費補助金（保育料減免）で 1,184 万 2,000 円の増額でございますが、これは先ほど御説明申し上げましたが東日本大震災による被災者への保育料の減免措置に対しまして、安心こども基金を財源とする同補助金で保育料の補填措置が講じられることによる増額でございます。

○長田健康課長

3 目衛生費県補助金で 281 万 9,000 円を増額するものでございます。2 節保健衛生費補助金で説明欄 1、妊婦健康診査支援事業補助金で 140 万 5,000 円を減額するものでございます。これは歳出の妊婦一般健康診査事業費の減額補正に伴うものでございます。2 のワクチン接種緊急促進事業補助金で 422 万 4,000 円の増額でございます。これは、歳出の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費の増額補正に伴うものでございます。

○浦山農政課長

4 目農林水産業費県補助金 195 万円を増額補正するものでございます。説明欄 1 の農地農業用施設災害復旧等事業費補助金で、これは歳出で説明いたしました平成 23 年度宝塚頭首工災害復旧工事の設計変更増額 300 万円に対する国からの補助率 65%の 195 万円を計上するものでございます。

○根本多賀城駅周辺整備課長

5 目土木費県補助金で 3,565 万円を減額補正するものでございます。初めに、1 節都市計画費補助金でございますが、説明欄 1 の市街地再開発事業費補助金で 3,255 万円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明申し上げましたとおり、駅北開発株式会社への補助金交付ができなかったことによるものでございます。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

2 節住宅費補助金で 310 万円の減額補正です。説明欄 1、みやぎ木造住宅耐震診断助成事業費補助金 85 万円の減額補正及び、次のページをお開きください。2、みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業費補助金 225 万円の減額補正は、歳出で説明をいたしました木造住宅耐震診断等補助事業及び木造住宅耐震改修補助事業の減額に対応したものでございます。

○麻生川学校教育課長

続きまして、6 目教育費県補助金でございます。2 節教育費補助金、説明欄 1、学力向上パワーアップ支援事業費補助金でございますが、歳出で御説明いたしました同事業の事業費

確定に伴い 13 万円を減額するものです。県の補助率は 2 分の 1 となっております。

○及川商工観光課長補佐

7 目労働費県補助金で 2,440 万 6,000 円を減額補正するものです。これは、緊急雇用創出事業補助金で、先ほど歳出の説明のときに関係課長から説明いたしましたとおり、事業確定による執行残等があったためでございます。なお、詳細につきましては本日資料を配付させていただきましたので、ごらんをいただきながら御説明申し上げます。

資料では表の下の欄の合計で 20 事業と掲載しておりますが、表の一番上の総務課の事業が廃止されておりますことから、実質 19 事業になります。今回の補正により表の右側から 2 番目の雇用人数合計は、3 名減の 163 名となります。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

資料 2 の 31 ページ、32 ページにお戻りください。

8 目商工費補助金 1 節市町村消費者行政活性化事業補助金で 515 万 8,000 円を増額するものです。これは、歳出で御説明申し上げました市民持込み食材放射能測定事業、学校給食放射能測定検査実施事業、保育所給食食材放射能測定検査実施事業に充当されるものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、3 項 1 目総務費委託金で 73 万 7,000 円の減額補正でございます。まず、1 節総務管理費委託金で 6,000 円を増額ですが、これは県政だより配布委託金の増額補正を行うものでございまして、算定基準となります配布世帯数の増加に伴い委託金が増加したことによるものでございます。

○今野選挙管理委員会事務局長

次に、3 節選挙費委託金で 74 万 3,000 円の減額でございます。これは、歳出でも御説明いたしました海区漁業調整委員会委員選挙の事業費確定に伴う減額補正でございます。

○武者生涯学習課長

次のページをお開きください。

2 目教育費委託金で 151 万 7,000 円の減額補正でございます。説明欄 1 の学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費委託金で宮城県からの委託金でございますが、これは歳出の社会教育振興費で御説明いたしました放課後子ども教室推進事業のスタッフ謝金の減額によるものでございます。

○加藤道路公園課長

16 款 2 項 1 目不動産売払収入でございますが、説明欄の土地売り払い収入につきましては、道路残地等の売り払いによります 1,862 万 2,000 円を増額であります。

○阿部管財課長

17 款 1 項の寄附金で 784 万 4,000 円を増額補正でございます。これは、平成 24 年 12 月 31 日までにいただきました 1 目一般寄附金 19 件 213 万 7,000 円、2 目震災復興寄附金 28 件 377 万 1,000 円、3 目総務費寄附金 3 件 11 万円、次のページをお願いいた

します。4目社会福祉事業費寄附金7件68万円、5目教育費寄附金8件114万6,000円をそれぞれ計上するものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、18款1項1目財政調整基金繰入金で5億5,736万2,000円の減額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴い減額となるものでございます。これによりまして、財政調整基金の平成24年度末における残高は23億7,209万1,000円となる見込みでございます。

続いて、3目史跡のまち基金繰入金で92万5,000円の減額補正をするものでございます。これは、当該基金の充当を予定しておりました観光案内板整備事業の減額に合わせて補正をするものでございます。これによりまして、史跡のまち基金の平成24年度末における残高は9億8,634万9,000円となる見込みでございます。

続いて、7目住民生活に光をそそぐ基金繰入金で453万6,000円の増額補正をするものでございます。これは、さきに御審議いただきました多賀城市住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例による基金の廃止に伴い基金残高の全額を取り崩し、歳入予算に計上するものでございます。

続いて、8目東日本大震災復興基金繰入金で2億686万3,000円の減額補正をするものでございます。これは、東日本大震災復興基金を財源として活用している事業のうち説明欄記載の各事業について、事業費の減額に合わせてそれぞれ記載のとおり充当額の補正をするものでございます。これによりまして、東日本大震災復興基金の平成24年度末における残高は7億9,969万4,000円となる見込みでございます。

次のページをお願いいたします。

9目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金で3億5,174万1,000円の減額補正をするものでございます。これは、東日本大震災復興交付金事業基金を財源として活用している事業のうち説明欄記載の各事業について、事業費の減額に合わせてそれぞれ記載のとおり充当額の補正をするものでございます。

また、後に御審議賜りますが、災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第2号）におきましても、同基金からの繰り入れを1,502万8,000円減額し、さらに下水道事業特別会計補正予算（第5号）におきましても1億5,673万2,000円減額することとしております。

以上によりまして、東日本大震災復興交付金事業基金の平成24年度末における残高は94億8,059万8,000円となる見込みでございます。

○木村収納課長

20款1項1目延滞金で603万2,000円の増額補正をするものでございます。これは徴収実績による増額分でございます。

○阿部生活再建支援室長

3項1目民生費貸付金元利収入で3,300万円の減額補正でございます。災害援護資金貸

付金元利収入の償還につきましては、前年度における貸し付け額と償還計画額を踏まえまして7,300万円を計上いたしましたが、先ほど歳出でも御説明しましたとおり、本年度の貸付金需要の減少に伴いまして、償還額を4,000万円と見込みまして、差額分の3,300万円を減額するものでございます。

○加藤文化財課長

次のページをお願いいたします。

次に4項3目教育費受託事業収入で3,245万6,000円の減額補正でございますが、これは歳出で御説明申し上げました埋蔵文化財調査受託事業において、事業費を減額することに伴う受託事業収入の減額でございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に、5項2目3節国費過年度収入で1億3,318万7,000円を増額するものです。説明欄の教育総務課関係ですが、1の国費過年度収入、そのうち1、平成23年度小学校施設災害復旧費負担金で2,201万4,000円、2の平成23年度中学校施設災害復旧費負担金で922万6,000円を増額するものです。これは小学校、中学校の災害復旧工事についてですが、それぞれ平成23年度に完了している設計費分、事前着工分について、現在補助の申請を行っておりますけれども、過年度収入として増額するものでございます。

○麻生川学校教育課長

続きまして、学校給食センター関係、説明欄1の国費過年度収入で平成23年度学校給食センター災害復旧費負担金で437万6,000円を増額するものです。これも同じように給食センターの災害復旧工事で平成23年度に完成している設計費分、事前着工分について現在補助の申請を行っておりますが、過年度収入として補正するものでございます。

○武者生涯学習課長

次に、生涯学習課で平成23年度社会教育施設災害復旧補助金で9,757万1,000円を増額するものです。これは、同じく当該社会教育施設の復旧工事について、それぞれ平成23年度に完了している設計費分、事前着工費分について過年度収入として補正するものでございます。

○麻生川学校教育課長

続いて、3目雑入5節学校給食費実費徴収金で274万8,000円の減額補正でございます。これは、小学校、中学校の給食の食数の見込みが減ったものによるものでございます。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

7節雑入で4,552万3,000円を増額補正をするものでございます。説明欄、市長公室の1、財団法人宮城県市町村振興協会市町村交付金で277万7,000円を増額補正をするものでございますが、これはオータムジャンボ宝くじの収益金に係る交付金で、交付額が確定しましたので計上済み額との差額を補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2の東日本大震災復興宝くじ市町村交付金で155万9,000円の追加補正をするものでござ

ざいますが、これは東日本大震災復興宝くじの時効金に係る交付金で、交付額が確定しましたので当該交付額を追加補正するものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、地域コミュニティ課分で40万円の減額補正ですが、これはいわゆる宝くじ助成により桜木南区でエアコンを購入しなくなったことから減額をするものでございます。

○阿部管財課長

次に、管財課1の電気等使用者実費徴収金で132万9,000円の減額補正でございます。これは、昨年4月から食堂の場所に保健福祉部社会福祉課生活再建支援室を設置したことにより食堂の営業再開ができなくなったため、当初予定していた食堂設置者からの光熱水道使用料の減額補正を行うものでございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

生活環境課分、1の宮城東部衛生処理組合災害復旧費負担金精算金で244万4,000円を追加するものでございます。これは、東日本大震災に伴う宮城東部衛生処理組合の平成23年度の災害復旧事業に対する国庫補助金の補助率が確定し、当初見込みよりも補助率が上がったため、本市負担金が減額になったことにより同組合から返金されるものでございます。

2の鉄くず等売り払い料で1,866万1,000円を増額するものでございます。これは、市が被災自動車を集めたもののうち、所有権が放棄されたもの1,429台分の売却収入でございます。

○及川商工観光課長補佐

次に、商工観光課関係でございますが、説明欄の1、宮城県国際観光テーマ地区推進協議会事業推進費助成事業補助金で25万円の増額補正をするものでございます。これは、宮城県国際観光テーマ地区推進協議会での補助で、歳出で御説明いたしました歩行者系案内板設置費が資材高騰により不足を来すことから増額するものでございます。

次に、説明欄の2、仮施設設入居事業者負担金66万円を減額補正するものでございます。これは、歳出のときに御説明いたしましたが、明月一丁目地内の仮設工場建設用地の借用期間が8カ月から4カ月になったことによるものでございます。

○阿部生活再建支援室長

次に、生活再建支援室関係で、応急仮設住宅共同施設維持管理求償分として895万円2,000円の追加補正でございます。

恐れ入りますが、資料3の38ページを御参照願いたいと思います。

応急仮設住宅共同施設維持管理等補助金交付フロー図でございます。これは、市が今年度一般会計において負担いたしました応急仮設住宅共同施設の維持管理経費等について、県の該当補助金が市応急仮設住宅管理推進協議会宛て交付され、市負担経費分の市からの求償に基づきまして当協議会から市に支払われる流れを示しております。

当該補助金につきましては、1戸当たり2万円4,000円の補助で、建設戸数373戸を乗

しました 895 万円 2,000 円が本市における補助上限となりまして、下の欄記載のとおり街灯、駐車場の修繕、集会所の光熱費などに充当した経費が補助対象となります。

この補助金交付の流れにつきましては、今年度から県の指導を受けまして県内の応急仮設住宅設置の被災自治体全て同じ仕組みをとることとなっております。今年度において、市内 6 つの仮設住宅全てに自治会、自治団体が発足いたしまして、その代表者及び民生委員等で構成する市応急仮設住宅管理推進協議会を平成 24 年 12 月 27 日に設立しております。恐れ入ります。資料 2 の 42 ページにお戻り願いたいと思います。

○高橋国保年金課長

国保年金課関係でございます。宮城県後期高齢者医療療養給付費負担金返還金 1,326 万円 9,000 円の追加でございます。これは、23 年度の療養給付費の負担金の精算分で、後期高齢者医療広域連合から返還されるものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

21 款 1 項 1 目民生債で 4 億 4,200 万円の減額補正をするものでございます。1 節災害援護資金貸付金で 4 億 4,200 万円の減額補正をするものでございますが、歳出で御説明申し上げました災害援護資金貸付事業の事業費の減額に合わせて補正をするものでございます。

次に、2 目土木債で 7,120 万円減額補正をするものでございます。1 節都市計画債で 4,030 万円、2 節道路橋りょう債で 3,090 万円の減額補正をするものでございますが、歳出でも御説明申し上げました説明欄記載の各事業の事業費の減額に合わせて必要な補正をするものでございます。

次に、本補正予算による補正後の市債の全体について説明させていただきますので、資料の 9 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正でございますが、この表の下の計の欄をごらんいただきたいと思います。本市の一般会計における市債全体の起債限度額をあらわしてございます。補正前の起債限度額の総額 21 億 1,660 万円に対し 5 億 1,320 万円を減額いたしまして、補正後の起債限度額の総額を 16 億 340 万円とするものでございます。

なお、今回起債限度額が変更となる市債の記載の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前の内容と同じでございます。なお、本補正予算による補正後の起債限度額と平成 24 年度現計予算における市債元金償還額を比較しますと、起債限度額が市債元金償還額を 3 億 9,178 万円 3,000 円下回ることとなりますので、予算上ということにはなりますが、平成 24 年度末の市債残高は減少する見込みとなります。

また、東日本大震災による特別に借り入れをすることとなる災害援護資金貸付金を除いて比較した場合は、起債限度額が市債元金償還額を 6 億 578 万 3,000 円下回るということになります。

最後になりますが、資料 3 の 32 ページから 37 ページにかけまして、復旧・復興分とし

て区分した事業の一覧を掲載させていただいておりますので、議案審議の参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長

御苦労さまでした。

それではお昼の休憩に入ります。再開は 1 時といたします。

午後 0 時 08 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○佐藤委員長

おそろいですね。少し早いですけれども、再開したいと思います。

午前中で説明が終わっております。これより質疑に入りますが、本委員会におきましてもこれまでの特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただきたいと思います。発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に 1 件ずつ質問をしていただくようお願いをいたします。

なお、当局におかれましても質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、答弁した内容に誤りがあった場合には原則として本委員会の開会中に訂正をいただけるようお願いをいたします。

● 歳入質疑

○佐藤委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。昌浦委員。

○昌浦委員

1 点です。資料 2 の 16 ページなんですけれども、たばこ税。これは御説明では当初 25% 減を見込んでおったんですけども、前年度より 10% 増で推移していると。5 億円になるというのはちょっと、それにしても随分、補正も 5 億円ですよ。びっくりするぐらい伸びたのかなという感じがしてならないんですよ。それでなんですけれども、まずはふえた要因というのはどういうふうにつかんでいらっしゃるのかということと、次は昨年度の決算額よりどのぐらい増になっているかというこの 2 点をお聞きしたいんですが。

○郷家税務課長

まず、増の要因でございますが、一つは当初予算を編成する際に震災の影響があったこと、それから平成 22 年 10 月に販売価格が引き上げになったこと、その辺特に予算編成の段階では震災直後の販売状況等しか手元に資料がなかったという部分もございますので、結果として緊縮型の予算編成であったということは否めないと思います。それにしても、実績を見ますと 23 年度に比べますと同時期で約 1 割ほどふえているというのも実情でございます。

まして、その辺がどういう要因なのかというのはちょっとなかなかつかみづらいんですけども、それをもとに今回補正させていただいたというのが一つでございます。

それから、23年度の実績と比較してということなんですけれども、ちなみに23年度の市たばこ税の決算額につきましては、4億7,100万円ほどでございます。それに対して今回補正後の予算額でございますが、5億1,600万円ということで約4,500万円ほどふえているということでございます。この辺も売り渡し本数がふえているというのが大きな要因でございます、市税収入という面から見るとありがたい方向になっているということでございます。

○昌浦委員

私もたばこを吸う人間なんですけれども、この時点でいうと4,500万円なんですよね。ということは、また今年度を入れればあと3月もありますからね。たばこ税が伸びた要因は何なのかと思ったんですけれども、やっぱり考えられるのは少し平静さを世の中が取り戻してきて、一服する時間もふえたのかななんて思うんですけれども。わかりました。ともかく市税が、こうやって初めに緊縮予算を25%減で立てていたけれども、予想に反している状況に伸びているということ、わかりました。

○根本委員

まず、市税関係でございますけれども、ただいま話がありましたように個人の市民税2億5,000万円、それから固定資産税1億800万円ですか。それから軽自動車税も641万5,000円、市たばこ税は1億800万円が伸びていると。合計すると、4億7,000万円ぐらいの市税が伸びたということでございまして、当初予算からこういうことは余り想定できなくて大変な税収になるんじゃないかと。こういう23年度の状況を踏まえると厳しいという状況でございましたけれども、この補正増を見ますと少しは安心して25年度もこういう推移でいってもらえればと思いますけれども、まずこの補正予算を踏まえて、25年度の推移というのはどのような推移になるのかという予想はどう立てておられますでしょうか。

○郷家税務課長

また、後日当初予算の御説明の中で詳細を御説明したいと思いますけれども、各税目ごとにほぼ新年度につきましても、24年度の決算見込みとほぼ同規模になるのではないかと見ております。ただし、その状況といいますのは決して震災前の状況に戻ったわけではないということも現実でございまして、そういう意味ではこれから本格的な復旧が進んで初めて税収も戻ってくるんだろうと見ております。

○根本委員

市たばこ税も、ただいま昌浦委員からもお話がございましたように、これほど値上げの影響が出ているということはありがたいことだなと。やっぱりたばこを吸っている人にはそれなりの感謝をしなければいけないというふうにも思います。私はやめましたけれども。市職員に対してかなり今窮屈な状況にもなっていますし、それはそれとしてうんと吸いなさい

という意味じゃなくて、やっぱり余り厳しくもしないで優しくしてあげるのも一つの方策かななんて勝手に思いましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから 30 ページなんですけれども、定期健診関係ですけれども、23 年度そして 24 年度の当局の姿勢、取り組みをまず評価したいと思ひます。というのは、この問題は財源をいつも心配して来年度は大丈夫かということが二、三年続きまして、恒久化にすべきだという問題でございました。議会といたしましても意見書を国に上げたり、それぞれの立場でそれぞれの委員が取り組んできた課題でございまして、またこれは市長初め、部長初め、会議があるごとに国の定期接種化を求めてきたという経緯がございまして、来年度からは国の定期接種になるということでございまして、非常によかったなという感想を持ちます。これまでの御努力に対して評価をさせていただきたいと思ひます。これは評価だけです。

次、36 ページなんですけど、これがちょっと問題でございまして、東日本大震災復興基金繰入金が減額補正になっております。これは歳出とも非常に関連するんですけども、委員長、この歳入の中でちょっと議論したいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

○佐藤委員長

はい。

○根本委員

特に、この 2 億 686 万 3,000 円の減額のうち、まず 1 つ目は被災事業者再建支援事業がマイナス 5,000 万円と。事業費がそのようになっていきますからマイナス 5,000 万円となると。当然ですね。それから、宅地かさ上げ等補助金も 9,000 万円マイナスと。また、被災住宅補助事業もマイナス 3,200 万円ということで、市の考え方としては東日本大震災で被災した多賀城市民の事業者の皆さん、それから個人の一部損壊の皆さん、こういった方々に国の何の支援もないところに手厚く支援をしましょうということで始まった事業でございまして、なぜこのように減額になったかと、まず要因をお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤委員長

どなたか手を挙げてください。(「それぞれの部長、課長にきちっと答弁してもらいます」の声あり)

○伊藤市民経済部長

市民経済部関連でございまして、こちらの復興交付金関係について、まず被災事業者の支援事業、今回 5,000 万円ほど減額しておりますが、要因につきましては見込み数、申請者、今回の実績とこれからの補助対象ということで推計して 5,000 万円減額したということでありまして、要因につきましては、被災事業者支援事業につきましてはほかの補助なり公的支援が受けられなかった被災事業者の方々に対しまして、日の当たらないの方々に対しまして市独自でこの支援事業の制度を設置したものでありまして、一つの要因といたしましては、まず被災して店舗等を改修するに当たりまして資材費等々が上がっているという状況、さらには建築労務費単価等々が上がってまだまだ改修できない状況にあるということが一つの要因であると捉えてございまして、以上でございまして。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

宅地かさ上げと一部損壊住宅の助成ですけれども、要因としましては率直に申し上げまして制度を活用する方が少なかったと。申請が少なく、見込みに合わせて今回減額をさせていただいたというのが実態でございます。

○根本委員

それはそうでしょうね。今の答弁は要因に突っ込んでいないというか、当然申請件数が少なければ少なくなると。これは当然です。

私が申し上げたいのは、要するにせっきく多賀城市で被災した事業者を救おう、あるいは一部損壊であるいはかさ上げで何とか応援をしたいと。これはあくまでも被災者支援ということが根底にごさしまして、そのためにこの予算をしっかりと組んだということなんです。問題は、この予算を組んだときに余りにもマックス、このぐらいの応募が来るんじゃないかと、申請が来るのではないかとということだけに頭が回り過ぎて、本当に被災者を救う形になっているかどうかということなんです。例えば、50万円以上としていますね、一部損壊と被災事業者の。これを例えば10万円以上にしたら、もっと幅広く被災者に支援をできたのではないか。あるいは200万円以上300万円、屋根を全部直してかかった人に。議会では本当は20万円としたかったんですけどもね。20万円まで上限にしたらもっと大きく被災者を支援できたのではないか、こういうことを考えるわけです。ところが、この事業をやると言ったときに、この事業費が余りにもかかり過ぎるのではないかとマックスを気にして絞り込んでしまったと、ここに大きな要因があるのではないかと思うんですけれども、両部長いかがでしょうか。

○伊藤市民経済部長

ただいまの根本委員からの御質問についてでありますけれども、被災事業者の自立支援という関係につきましては、今議会において一般質問も寄せられておりますことから、そちらでお答え申し上げたほうが適切かと思っておりますので、この場では控えさせていただきたいと存じております。

○鈴木副市長

いろいろほかの部にもまたがるものですから、私からちょっとお答え申し上げたいと思っておりますけれども、今根本委員がおっしゃられたように、多くの被災者の方々が申し込みをされてもそれを十分受け入れられるような予算規模をとったというのが一つの要因です。

それから、もう一つは余り広げて財政的に受け入れられないぐらいのことになったら、それはそれである意味では無責任な対応ということになりますので、その辺のあんばいを見て制度をつくったということが一つございます。

しかしながら、今おっしゃられたように限度額の話であったり、さまざまな要因で制限がかかっていますので、それで余り申し込みの方がいかなかったというのが現実です。それを受けて我々としては次の策として、ほかの被災者の支援策として補修費の利子補給の新たな制度をつくったり、ですからこの制度についてはこういったことで余り申し込み者がなかつ

たですけれども、今度それで想定していた財源をもとにまた別な制度を繰り出したり、そういったものを複数組み合わせられて被災者の支援に当たっているということでございますので、ここだけでなく別な制度もあわせて考えていただければと思います。

○根本委員

利子補給制度は2月から申請が始まったということで、これはこれでもう既に評価をしていますしすばらしいと申し上げたいと思います。

ただ、その制度とこれとはまた異なる意味合いがございまして、やはりこれだけの復興基金を使ってこの事業をやろうといったときにこれほどの残額が残ると、補正予算で。こういうふうになってしまうと、やはりこの事業の中身がどうだったのかということはしっかりと点検はしなければいけないと思うんです。その点検をした後に、今からでも例えば50万円未満の方、10万円、35万円かかった人、40万円かかった人には行っていないわけなので、こういった方も支援していくということをやったり考えて、今からでもやはり残った金額をそれに充てていくという考え方に変わっていくというのは一つの方策だと思うんですね。そうすれば、どれほどの市民の皆さんが喜ぶか。私ははかり知れないと思いますよ。そしてまた、この残額ほど財源もかからないと私は思うんです。だから、これはやはり検討すべきじゃないでしょうか、この点については、と思います。200万円のほうは一般質問でありますからいいですから、50万円未満に関して10万円以上の人にやっぱりこれは応援すべきだと、この結果を踏まえて。そういう感想を持たないでしょうか。あるいは持ちましたでしょうか。

○鈴木副市長

震災の復興基金というのは総額で金額が大体決まっています。先ほど、財政担当の説明の中であと残金が7億8,000万円だというお話をさせていただきました。今おっしゃられたように、本当はこれだけのお金がかさ上げであったり被災事業者であったり、あるいは被災の住宅であったり申し込みがいっぱい来て、これは24年度だけじゃないんですけれども、まだ何年かかけてこれらが全部支出されるのではないかという見込みを立てていたのは事実です。

ところが、これは開けてみたらこのぐらいの支出でとまっているものですから、さっき言った利子補給も想定では約6億円ぐらい支出を要する制度になっています。ですから、あと7億8,000万円残りのうちの6億何がしはもう新たな制度で使う手だても講じていますので、そんなに余っているという状況ではないということなんです。ですから、それを今の段階で財源の手当てのめどがなくして新たに制度を拡大してしまうと、果たして財源的に持ちこたえられるかどうか。そのようなこともございますので、いろいろ慎重に検討させていただきたいと思っています。

それから、かさ上げについては今度国は国の新たな施策として、宅地かさ上げはどこでもその制度がなかったのに、市の独自の施策として展開しましたけれども、今度政権が変わって国からはかさ上げについてもちょっとまた助成をするような話が出てきております。そうす

ると、今の制度を今度市の施策だけでなく、国の制度としてもっとかさ上げになる可能性もありますので、そういった制度もいろいろ見極めながら考えていきたいと思っております。

○根本委員

副市長おっしゃったように、今度この補正の中にも特別復興交付税の中に市が被災者の支援の再建を応援するというにも予算が来るように、1,047億円ですか、設けていますね、補正予算の中で。衆議院通って今度参議院ですけれども、こういったものは今の利子補給とかそういうのに使えるんですよ。使い方によって。だから、今ある復興基金をいかに有効に活用するかという問題、そしてまた今度の補正予算、いずれ臨時議会で審議すると思えますけれども、こういった特別交付税が来る、生活支援をするための交付税が来る、これはそういうものにも使えるということになると、やはりもう一度そういうことも含めて精査をしていただきたいと思います。これは要望で結構ですので、検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○江口委員

今のかさ上げについて関連質問させていただきたいと思えます。

9,000万円の減額をされております。当初、準備されたのが約1億円と聞いておりました。約1割執行したという実績だと思えますが、制度そのものに基本的に宅地かさ上げは地盤沈下による雨水対策という趣旨でしたので、なかなかこういう実績になったんだろうなと思われま。それで、今宅地かさ上げをしている自立再建の住宅再建が、やはり主として津波対策という形で住民の方がやっておられますので、制度そのものを拡充あるいは変えると、津波対策に重点をシフトしないとこういう実績になろうかと思えますので、そこら辺を変えていくようなお考えがあるかどうかをちょっとお聞きしたいと思えます。

○鈴木副市長

これは、先ほど根本委員に回答申し上げた中でもお話をさせていただきましたけれども、一つは当時は個人の資産の増強につながるような公費の支出は原則できないという見解がとられておりましたので、これは一般的な行政上の考え方でございますけれども、そういったことで個人の宅地の質を上げるためには何らかの条件を設定しなくてはならないというのが、今我々が従来申し上げてきた内容で、公共インフラではとても対応できないものについては、個人の宅地を上げるお手伝いをしようということでやってまいりました。

しかし、先ほど申しましたけれども、今度新たな国の制度として浸水したところが宅地かさ上げも国費の対象にするような情報がございますので、それらがあつた場合には国の制度とあわせて、その時点でまたいろいろ考えさせていただきたいと思っております。

○江口委員

わかりました。

○竹谷委員

今、根本委員、江口委員からありましたこの問題、これは真剣にもう一度再検討してみて、

できることはやっていくという施策にしていったほうがいいんじゃないかと。これは一般質問が出ておりますのでこれ以上は質問いたしません、そういう意見が市民の大半が待ち焦がれている状況にもあるということも含めて、国の動向もそうなってきたわけですから、市の財政も考えながら市民に使い勝手のいいような、そして市民に喜んでいただけるような、せっかくの制度ですからやっていただくようにしたらよろしいのではないかと。これはやはり首長の施政方針の一つにもなるでしょうし、それを受けて事務方もやはり首長の政策をできるだけ多くの市民に共有していただき、喜んでいただくということを進めていくことも大事じゃないかと思っておりますので、ここでどうのこうのという議論よりも、そういう意見が数多くある、また一般質問でも再三出ているということを加味して事務方も含めて頑張っていたいただければと思っておりますので、私の感想だけまず申し上げさせていただきます。

歳入で、先ほどこれも根本委員からも質問がありましたが、市税全体が大変当初予算よりも伸びました。これはうれしいことであります。ただ、個人市民税にしても法人税にしても、特に考えられるのが土木関係だという説明がありました。それから、自動車関連だというお話もありました。私はこの傾向を持続させていく復興政策をつくっていかなければ意味がないのではないかと。ただ入りました、これだけの補正を組みましたでなく、これを持続させていくためにはどういう施策をおっていくんだということが、今後の予算委員会でも議論にはなってくると思っておりますが、それが大事じゃないかと思っているんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○伊藤市民経済部長

ただいまの御質問についてでありますけれども、特に業種別に申し上げますとただいまの御質問あったように自動車関連、あるいはとりわけ建設業が相当順調に震災後に大幅に業種的には伸びております。ただ、残念なことに中には下回っている業種もあります。御紹介申し上げますと、特に電気、ガス、熱供給関係が大体3分の1ないし4分の1ぐらい低下しているという状況にあります。また、金融保険業等も低下しているということ。ただ、製造業関係については若干低下しているという状況でございますが、これから震災の関連に加えて景気の長期低迷によりまして、今後どのようにこれらが推移していくのかその辺を見極めていく必要があるんだろうと捉えております。全業種的には大きくは税収サイドから見ますと、ただいま申し上げましたように建設業が大体4倍ぐらいに増加しているという状況でございます。他業種については、これから見極める必要があるかという状況でございますことから、繰り返しになりますけれども今後の動向を見極めまして状況等を収集しながらそれらの課題に向けて対応していきたいと思っております。以上です。

○竹谷委員

だから聞いているんですよ。電気、ガス、製造業、余り芳しくない。土木、建設業は、震災景気と言われるようなことでたまたま上がっているだけじゃないですか。であれば、多賀城のこれからのことを考えれば、そういう分析をしているのであれば、少なくとも製造業を初

めとする安定的な財源収入のためにどうしていくのかという施策を打っていかなくてはいけないんじゃないですか。建設、土木業は当面はあるかもしれないけれども、それはもう期間限定だという見方をしていかなければ自主財源の確立というのは難しいんじゃないですか。それが事務方できちっと分析をして、政策として反映していくような施策をとるのが、その部署にいる方々の仕事じゃないのかなと私は思っているんですけども。上がりました、はい、数字こうなりただけじゃなく、それを受けてどういう要因でこうなったんだということを引きちっと見極めて、それをどう継続させていくのか。これは1年、2年だよ。では、このかわりにどういう業種を求めていくのかということをしていかなければ、私は単なる現状だけ捉えてのことであれば問題があるんじゃないかと。もう一度細かく言えば、個人市民税がどういう要因で上がったんですかと。そこは多分税務のほうでは分析していると思いますけれども、こういうことは全体の収入が上がらなければ個人市民税だって上がらないんですよ。

そこで私が見たいのは、多賀城の住民の今勤めている動向がどうなのか。全国的に低迷だ、低迷だと言われてはいますが、多賀城の市民は、そういう勤労をしている場所が他よりもいい動向にあるから上がっているのか。たまたま定年退職者が多くて、前年度課税でしょ。そういう動向でこうなっているのか。そういうところを引きちっと分析をしていかなければ、私はまずいんじゃないかと。

先ほども予算編成に当たっては、そんな大きな見方をできないような答弁がありましたよね、結果的に。23年度の当初予算を一つのもくろみにしていかなければいけないような状況下にあるやにも聞いたものですから、その辺を引きちっと分析をしてどうやっていくのか。そして、当初予算に見込めることは見込んでいくんだという姿勢がなければ、私はまずいと思います。補正予算だからシーズンが来たからそれを上げて議会で通してもらえばいいという問題ではないと思う。今、復興のために多賀城の財政をどうしていくのかということを一方で考えていかないと、ちょっとまずいんじゃないかと思っているんですよ。それが一番大事なんじゃないかと僕は思っているんです。復興、復興と一生懸命復興事業はやっていますが、ただ復興は復興でこの復興の中でどう将来的な多賀城のいわば財政を高めていくのかということを一方で考えていかなければ。申しわけないけれども、国でいっぱい交付金に来ていただいておりますので、これをいかに活用してそういう事業に展開していくかということ考えなければ、おかしいんじゃないですかと私は思っています。そういう点で何か見解があればどうぞお答えください。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

今竹谷委員おっしゃるとおり、この市の復興計画の大きな柱としては住宅の再建と産業の再興ということ掲げておまして、復興特区制度によって持続可能な社会をつくっていかうということで、今進めているところでございます。

特に、この町の基幹産業は製造業ということで、ものづくり産業、特に食品関連ですとかあるいは電子産業、あるいは商業も含めたものづくり産業という形でこの市の誘致を進めて

まいりたいという形で進めております。ただ、それが直接的に市税に影響があるのかというと、これは減税措置でございますので市税については増収はございません。ただ、増収がない分、復興特交でその分が戻ってくる形になって、遠回りではあるんですけども、持続可能な社会形成に向けてそういう柱づけでやっているというのが現状でございます。

ただ、本当の現状を申しますとなかなかこの特区制度にしても今すぐ効果的かということ、なかなか国内企業においては新たに進出できる状況にないというのも現状でございます。ただ、ここに来て輸出関連産業、円安になってきていますので大変盛り返しをしているというところもございますので、そういうことを大いに期待しながらこの町の持続可能な産業というものを育成してまいりたいと考えているのが、今のところ復興計画上の考えでございます。

○竹谷委員

それはいろいろと特別議会でも一生懸命やられている姿勢は評価しております。ただ、今市税がこれだけ上がったという単なる補正予算で説明だけで、それを受けてどう分析をして多賀城の財政に寄与していく体制をつくっていくのかということ、やっぱりもっともっと分析する必要があるんじゃないのかなというのが私の思いです。市民税も来年度このままになるのかということ、ちょっと厳しいところも出てくるんじゃないかなという気もします。その背景というものをきちっと分析をして、こういう背景にあるから今回こうなっていると。その背景の中で持続していくものと持続できないものがあるわけですから、持続できないものはどういうぐあいに補っていくのかということだって、私はこういうときこそ考えなければいけない時期じゃないかと思っているんですけども、いかがでしょうか。副市長、財政では副市長のようだから。

○鈴木副市長

一つは、今復旧・復興でございますから既存の企業が早くもとに戻っていただくように、そういったことがあってグループ施設等の補助金も大分入りまして、既存の企業も大分持ち直してきたということは実態であろうと思います。しかし、いろいろ工場地帯の社長さん方のお話を聞きますと、工場は戻ったものの需要がまだ戻っていないというお話はよく伺います。そうすると、その需要がどこに行ったのかということになると、被災地以外のところに需要が行ってしまったという嫌いも多少見え隠れいたします。

そこで、我々としては新たな産業分野の掘り起こしについて一つ方向性を持っております。それは何かといいますと、あのみやぎ復興パークの中でベンチャー企業の育成を始めているということ、それからそういったところでインキュベーション、新たな開発が終わった段階で事業化をするときの用地として一本柳の工場用地を用意する方策も講じておりまして、既存の企業をもとに戻す、それは一つですけども、今度はさらに新たな将来の税収あるいは雇用の確保に向けて新たな産業分野を創造する、つくりあげていくということも一つ向いている努力も、先に向けての我々の一つの対応でございます。

それから、先ほど市民税のお話でございますけれども、これは市民税がふえたというより

も、先ほど税務課長からお話ありましたけれども、もっと減るだろうと思っていたのが思ったよりも減らなかったという話でありまして、税収がふえたということではないわけでございます。その要因は、個人の雑損控除が思ったよりも少なかったということで、税収が予想よりも落ちなかったということでございますので、今後は市民税の増収に向けてもやっぱり経済の振興であったり雇用の確保であったり、そういった分野もどうしてもマインドも非常に大事だと思いますので、複合的にいろいろ展開をしてみたいと思っております。

○竹谷委員

ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。これは予算委員会でもまたいろいろ議論されると思ひますけれども、補正予算を見てそう感じましたので私の思ひを申し上げさせていだきました。

次に、18 ページでこれももうちょっと御丁寧に説明をしたらよろしいのではないのかと。それは地方交付税の減額であります。なぜ減額になったのか。減額の要因はどうあったのか。その辺をもうちょっと詳しく。極端に言うならば、11 億円という金額ですから、当初こういう見込みをしておいてこういう需用額とあれがあったんだと。だけれども結果的にこうなりましたというものは、数字的にきちっと出しておいたほうがよろしいのではないのかという私には思ひがありました。なぜならば、当初予算のときは、これこれこういう理由でこのぐらゐの交付金が見込めますということをやっていますでしたか。私はそういう思ひがあるものですから、このぐらゐの大きな減額についてはこれこれこういう要因がこうなったからということ、きちっとやっぱり数字の説明をしておくことが大事じゃないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。というのは、なぜそれを聞いているか。当初予算との比べが出てくるからです。ですから、もし資料があれば答弁いただきますけれども、その数字がもしメモ用紙でも配付できるのであれば、後で資料としていただければ幸いだと思ひます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

お答え申し上げます。

まず、震災復興特別交付税なんですけれども、これは地方交付税の一つということで新たに創設されたものです。普通交付税であるとか特別交付税というのはやはり計算方法というのが法律で定められていて、具体的にこの事業に幾らという特定財源的な計算の仕方はしないんです。ただ、この震災復興特別交付税については、やはり取り扱いが特別でありましてその対象となる事業が決まっているわけです。どういった経費に対してこの特別交付税が当たるのかということが、実は省令で決まっているという内容になっています。ですから、一般財源の扱いにはなっていないんですけれども、実際には個別事業に対しての特定財源的な計算の仕方をしているということになります。

それで、今回資料として用意させていただいているのが資料 3 になりますけれども、3 の 32 ページから 37 ページにかけて復旧・復興分として区分した事業、こういった資料を用

意させていただいているんですが、こちらにそれぞれ本市において復旧・復興事業として区分した事業になります。この事業の中で、特に災害復旧事業、それと復興交付金事業、こういったものが震災復興特別交付税の対象になっている事業ということになります。

ちょっと大きなところを具体的に申し上げますと、34 ページの下から 4 行目になりますけれども、災害廃棄物処理事業という事業がございます。これは、災害復旧関連の事業になりますけれども、こちらが震災復興特別交付税の対象になっている事業になっています。ですから、こちらの災害廃棄物処理事業のずっと右のほうを見ていただきますと、うち震災特交という表示がありますけれども、こちらで 6 億 7,128 万円 5,000 円という数字が震災特交の対象になっている額だという表示をつけさせていただいております。こちらの事業は、まず災害廃棄物処理事業という全体事業費から、まず国庫補助の事業、国庫補助金が入ります。さらに県の補助金が入ります。さらに、雑収入として鉄くずの売り払いがあるんですけれども、そちらを全部差し引いた最終的な地方負担額、その部分が震災復興特別交付税の対象になるという仕組みになっております。

ですから、震災復興特別交付税、ほかのこちらの一覧表の一般財源の内訳の中に震災特交と入っている部分は全て震災復興特別交付税の対象事業になっているんですけれども、こちらの算定方法については今申し上げましたように、全体事業費から特定の財源があればそれを差し引いた残りの地方負担分が震災復興特別交付税になる。これが、各個別の事業でそれぞれ算定をしたものを積み上げているということになります。ですから、今回大きく減額になった原因としましては、やはり個別事業での事業費が下がったということを受けての減額ということになります。

もう一つなんですけれども、今回こちらの資料には掲載はしておりませんが、税収関係のほうで課税免除などによって見込んでいた減額分、歳入が欠陥する部分についても震災復興特別交付税を充てているんですが、こちらの課税免除などによって、減額をする幅が実際の見込みよりも大きくなかったということになります。ですから、歳入の欠陥幅が縮小したということに伴って、この穴埋め分の震災復興特別交付税が減額になるという見込みを立てて、今回補正をしているということになります。

○竹谷委員

そうすると、要は復興特別交付金対象の事業が終了して精算するとこういう状況になるという大まかな理解でよろしいのでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

現時点では事業費の決算見込みということに合わせての減額ということになりますので、考え方としてはそのとおりだと思います。

○竹谷委員

わかりました。今後は、この対象事業であれば新年度も使う、可能は可能である。ただ、今年度の一応の対象事業から精査するとこのようになったと理解しておきたいと思います。これもそうですけれども、22 ページの社会資本整備総合交付金という項目が 22、24 と

ずっと載っている。これもまさしく今お聞きしたような国の枠の中で事業別に決定したので、今回補正予算で精査をしたという見方で見てくださいという意味でよろしいのでしょうか。

○鈴木建設部長

今、竹谷委員、言われたとおりでございます。

○竹谷委員

特にお聞きしたいんですが、この中で物流基盤対応新田錦町線とか物流基盤対応の南宮北福室線、これは多賀城の今後の経済活動の関係から優先してやっていこうと。震災がなければ、これはもうとっくにやっていく事業だったんだと私は見ております。

それで、物流基盤対応のこの項目は、国としては財源措置を相当圧縮したという見方をしているのか。それとも、圧縮はしないけれども多賀城の事業は他よりも優先順位が少ないということで認められなかったものか。その辺についてはどうなっているのでしょうか。

○鈴木建設部長

復興交付金事業にかなり国の予算としてシフトしているという関係もあって、社会資本整備総合交付金については、若干充当するお金を減らしているという傾向は国としてはあります。多賀城が優先順位が低いとかということではなくて、全体的に社会資本整備総合交付金に国の充てるお金を減らしているということもありまして、内示額が思ったよりも少なかったということもあって、このような今回の減額という形になりますが、全体としてはそういう考え方です。多賀城だけ優先順位が低いというわけではございません。

○竹谷委員

そうすると、震災復興事業が終了するまでは、今までの既存の補助金的なものは相当厳しく見ざるを得ないと理解してよろしいでしょうか。

○鈴木建設部長

という中で、今回の政権交代によってかなり公共事業に補正を積み上げたということもありますので、恐らく復活するかあるいは増になるかと期待はしております、社会資本整備総合交付金についても。

○竹谷委員

国政のことですから余り言いませんが、あなたの答弁を聞くとばらまきだというぐあいを感じられるような答弁になりますから、もうちょっと気をつけて御答弁したらよろしいんじゃないでしょうか。なぜならば、財政が厳しい厳しいとやってきたのに、政権が変わったらがり変わると、また騒がれているばらまきかというふうになりますので。天下の情勢はこういう情勢で、多賀城は必要事項の基盤整備だから力を尽くして持っていくよというならわかりますけれども、政権が変わったからこれも認めてくれるだろうという安易な気持ちは私はどうかと思います。一生懸命それぞれありますからそれ以上は申し上げませんけれども、多少そういう気がしますので答弁には気をつけてお話をしたほうがよろしいのではないかとことだけ申しあげておきたいと思います。

○藤原委員

今、話題になっておりました震災復興特別交付税についてお尋ねをいたします。

資料 2 の 2 ページ、3 ページを見てほしいんですが、10 款地方交付税の減額の 11 億 4,611 万 7,000 円、これが全額震災復興特別交付税の減額ということになります。先ほど、財政担当から資料 3 の 36 ページ、37 ページですが、右のほうに一般財源の震災特別交付税の金額が書いてあると。22 億 1,200 万円。それから、左のほうに補正前の事業費と一般財源うち震災特別交付税 29 億 9,000 万円が計上しています。29 億 9,000 万円と 22 億 1,200 万円の差は、7 億 8,000 万円ぐらいにしかならないと思うんですが、何で 11 億円という数字が出てくるのかと、それがよくわからないんです。そこをちょっと説明していただきたいんですが。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

御質問にお答えいたします。

まず、今回提出させていただいている資料なんですけれども、資料 3 の今藤原委員の御質問のあった資料なんですけど、こちらの資料はあくまでも歳出面から見た震災復興特別交付税の充当内容をあらわしたものになります。こちらの資料にちょっと載せることができなかつたものが実はございます。それは、先ほど竹谷委員からもあった御質問に対してお答えした内容だったんですが、震災復興特別交付税なんですけど大まかに申し上げますと復旧・復興事業、そういったものの財源として地方負担分をないような状態に補填するための交付税という性格があります。そのもう一つの性格があるんですが、それは地方税法の規定などに基づいて課税免除を行った場合、あるいは条例の規定に基づいて減免を行った場合、市税の減免とか使用料の減免です。そういった部分で本来収入として入るべきものが震災の影響によって入らなかったと、歳入が欠陥するという部分を穴埋めするための経費としても震災復興特別交付税が算定されるということになります。

ですから、今藤原委員から御指摘のあった歳入部分の欠陥を埋めるという部分は、申しわけなかつたんですがこちらの今回用意させていただいた歳出ベースで見た場合の資料にはちょっと載せられなかつたということになります。ですから、今御指摘のあった補正第 5 号から 6 号にかけての差額と実際の予算計上額との乖離なんですけど、その部分についてはおむね歳入欠陥部分を補填するための部分であったということになります。ですから、3 億 7,000 万円程度、その部分に関しては歳入欠陥を埋めるための震災復興特別交付税が含まれているので、今回お出しした資料と予算書での金額に乖離が生じているということでございます。

○藤原委員

資料 2 の 2 ページ、3 ページなんですけど、市税の増収が 5 億 9,667 万 6,000 円ありますね。この増収分のうちの 3 億何がし分が、災害特別交付税の収入増とみなされて減ったと理解すればいいんですか。何かもう少し、せつかくここまでデータを出しているんだから、11 億円減というふうに、どういう計算をして 11 億円減になるのか。そこがよく知りたいん

です。せっかくここまで出しているのに最後のところでどうも数字が合わない、私はすっきりしないんですよ。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、算定の方法なんです。先ほど来説明させていただいておりますように、まず歳出ベースに関しては事業単位で計算をさせていただいているということになります。ですから、1つの事業についてその事業費がどのようにかわるのか。それに対して特定の財源がどれくらい入るのか、見込みなのかということ計算をいって、最終的に残る地方負担部分を震災復興特別交付税として積み上げの計算をしているということになります。ですから、提出させていただいている資料3に載せている資料のように、各事業ごとに算定をした数字を積み上げて補正額ということで計上させていただいているということになります。ちょっと資料には載せることはできなかったんですが、歳入の欠陥部分についてもやはり同じように項目ごとに個別に算定をさせていただいて、それを震災復興特別交付税の補正額にあわせて計上しているという格好になります。

今回、その震災復興特別交付税の計算上の話なんですけれども、収入関係、歳入欠陥について埋める分については、あくまでも課税免除の額を当初見込んでいた額があるんですが、そちらほど課税免除の対象となる額が大きくなかったということがございますので、その部分についてだけ計算をしているということになります。ですから、厳密に申し上げますと、今回市税の増収分はこちらの全てが対象になっているというわけではないんですが、その内輪の金額の中で課税免除の分の影響額が含まれておりましたので、その部分で別途計算させていただいて震災復興特別交付税を計上しているということになります。

○藤原委員

要するに、11億4,600万円の震災復興特別交付税の減と、それから資料3の補正前の震災復興特別交付税29億9,000万円と22億1,200万円の差は7億7,900万円ですね。その11億何がして7億9,900万円の差が、いわゆる減免をする予定であった金額がしなくなったためにプラスして災害特別交付税が減になったということですね。その数字を後でお聞きしますから、きちんと説明できるようにしておいてください。

○佐藤委員長

それでは、歳入の質疑を終結いたします。

歳出に入りますけれども、今から10分間休憩をいたします。再開は2時5分です。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 開議

○佐藤委員長

それでは再開をいたします。

● 歳出質疑

○佐藤委員長

歳出の質疑を行います。どうぞ。戸津川委員。

○戸津川委員

それでは、1点についてお伺いをいたします。52ページです。

仮設住宅管理運営事業についてお伺いをいたします。仮設住宅は、この間ずっとお風呂の追いだきもつきましたし、この冬は寒かったんだけど水道の凍結も1件もなかったとお聞きして、本当に努力していただいて事前にチラシなんかもまいていただいて、みんなで声をかけ合ってそういうことがないとお聞きして、ほんと安心してしております。

先ほどのお話ですと、満足度は83.46%ととても高くて安心するんですけども、そこで減額になっている。何で減額になっているのかなとちょっとそののところ、52ページによりますと委託料が1,630万円の減額になっているんですけども、何で減額になったのかなと素朴に疑問に思いました。教えてください。

○阿部生活再建支援室長

お答え申し上げます。

仮設住宅管理運営業務につきましては、平成24年5月15日に開催いたしました東日本大震災調査特別委員会におきまして、委託する業務内容を精査しております。具体の項目といたしましては、福利厚生費、健康診断料の精査、教育研修費、研修内容の精査、あと車両関係のリース台数を4台から2台に減らしております。また、業務に従事する社員も26名から4名減の22名の体制で勤務シフトも組み直しております。その関係ですと業務委託を続けてまいったんですけども、それでも業務満足度は特に支障がないということでアンケート結果が出ておりましたので、その分の執行残の部分を今回減額するものでございます。

○戸津川委員

わかりました。私、実際に仮設住宅にお住まいの人とお話する機会がありますと、やっぱり月日がたつにつれて何といいますか、その不安が解消されるというよりも不安が奥に奥に、何というんでしょうか、深部に向かって深くなるというんでしょうか、なかなか表には出せない不安があるとお聞きして、誰もいないところで夜になると涙が出てくるとか、そういうお話を聞きます。それで、あるテレビ報道などによりますと、やはり今ここに来て自殺をする人がふえているとか、本当にそういうニュースを聞く中で、減少して管理が委託会社の方が人数が少なくなって本当に大丈夫なんだろうかという不安が一部頭をよぎるんですね。そういうこともありまして、2年たったから大丈夫ではなくて、2年たったからこそもっとも奥に入り込んでいって不安の解消をしてあげるということも、すごく私は大事なのではないかなと思うんです。そういう点で、ぜひ今後もそのような視点でこの管理事業を続けていただければと思います。要望にとどめておきます。

○柳原委員

64ページの一部損壊住宅の補修工事助成事業の実績と、次の質問が74ページの災害廃棄物処理事業について、2点お尋ねします。

まず、64 ページの一部損壊の助成事業の件数と金額の実績がわかりましたら、教えてください。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

被災住宅の補助事業につきましては、昨年度からやっておりますけれども、全体で605件、執行額が5,415万円の補助金を執行してございます。

○柳原委員

これも先ほどから他の委員からも出ていますけれども、3,280万円の執行残が出ているということで、私はこの助成の基準をもうちょっと緩和すればもっと多くの方が利用できたのではないかと考えておりますので、これはぜひ見直していただきたかったということをお願いしておきます。

次、74 ページ、災害廃棄物処理事業ですけれども、災害廃棄物の量が50万トンを見込んでいたのが、34万トンに減ったということなんですけれども、何でこれだけ量が減ったのかということと、この量の見積もり方というのは、やり方というのはどういうふうにしてやったのかということのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

お答え申し上げます

災害廃棄物の量をどのように見込んでいるかという御質問でございますが、24年度当初は50万トンと見込んでおったわけなんですけど、実は23年度、震災直後の当初では61万トンと見込んでございました。この見込みにつきましてはどのようにして見込んだということなんですけど、実は環境省が被災後の被災地を航空写真で撮影したものから、どの区域に被害が及んでいるということから大体推計でその量を割り出したということでございます。実際、23年度事業をしていく中で、実際には陸地に残らないで、要は引き波で海底に持っていかれたものが相当数あることとか、企業が独自に処理した分でちょっと不明な点もあったということで年度当初は50万トンということで見込んでおったんですけど、実際いろいろ解体作業が進んで、それから市内の災害廃棄物の収集もほぼ終わる状況になって、トータルとして出てきたのが34万トンと。これがほぼ実測に近い数ということでございます。

○深谷委員

資料56ページの先ほど来出ていましたが、被災事業者再建支援事業なんですけれども、5,000万円の減額で先ほど来制度ということではいろいろ皆様からお話出ておりましたが、これは5,000万円減額で確定したという、ちょっともう一回御説明いただきたかったんですけど、申し込み期限というのは25年3月29日というふうに24年4月1日にQ&Aが出ていたんですけども、新年度も同じ名目で予算計上されているんですけども、中身に変更があるから24年4月1日の段階で出しているQ&Aのやつでは、25年3月29日までが申し込み期限となっているんですけども、25年度のやつは新たな制度を考えていて、先ほど来出ていたような意見をくみ上げてそういうものになるのか。ちょっとその辺が今のこの制度と25年度の予算とでちょっといまいまいちよくわからないので、1点教えてください。

きたいと思います。

○及川商工観光課長補佐

3月29日までとしたのは、30、31日が土曜日、日曜日でございますので29日までという形にさせていただきました。

それと、新年度分につきましては、今回と同じ考えのもとで積算をさせていただいております。以上です。

○深谷委員

ありがとうございます。新年度の予算については、予算の中でやっていただければよろしいかと思うんですけれども、ただやっぱり同じ考え方でやるというと、結果として要は被災者に寄り添った形の制度になっていないという結果がこの減額の補正の形なのかなというところは、ほかの委員と一緒にございますので、ぜひ考え直していただきたいと思います。

それから、ちょっと1点。資料3の借り上げ料なんですが、「何ページですか」の声あり）39ページの一番上、中央公園の仮設トイレ借り上げ料162万6,000円、これは前にもいろいろなところで言ったことがあるんですが、借りるより買ったほうが安いんじゃないかということを含めて、僕、再三お話をさせていただいたことがいろいろなところございました。この162万6,000円の中にはくみ上げ料等も含んでの数字なのかということが1点。

あとは中央公園で借り上げている野球場のほうにもあるんですけれども、サッカーをするほうにも仮設のトイレが置いてありますが、あれと例えばそういったトイレの形状によっても価格は違うと思うんですけれども、震災後仮設のトイレが高崎の樋ノ口大橋の隣のポンプ場のところにたくさん仮設のトイレが置いてありました。震災で贈っていただいたもの、借りたものも含めてだと思っただけなんですけれども、ああいったものをそのまま活用することはできなかったのかということを含めてお伺いしたいんですけれども、全て返したという話では僕はなかったんじゃないかなと思うんですけれども、あるものを活用できなかったのかなということで、これ1点お伺いしたいと思います。くみ上げも込みなのか込みじゃないのかということも含めてお伺いしたいんですけれども。

○加藤道路公園課長

お答え申し上げます。

まず、くみ取り料でございますけれども、この債務負担行為設定させていただいた分には含まれておりません。トイレを借りる分だけでございます。

それから、浮島ポンプ場にあったいただいた仮設トイレというんですか、あれは今まで中央公園の野球場で6基使っております。ただし、それは大便器が見える便器で余り評判がよろしくないもので、今度債務負担で6基設定する大便器は排泄物が見えないようなトイレになっております。浮島ポンプ場にあった仮設のトイレは今まで使っております、それと交換で新たに6基、新しいものを設けるという内容です。

○深谷委員

要は、借り上げたほうが安いのか買ったほうがやすいのかというところを教えてくださいたいんですけども、いろいろ見ると役所で物品調達関係に係るグリーン購入法という法律が出ていて、それですと多賀城市も環境基本計画の中では一応文言だけは成立したということは入っているんですけども、それについての具体的な調達方法等については書いてないんですが、製品やサービスを購入する前に必要性を十分に考え、購入する場合は価格、機能、デザインなどの判断要素に環境という視点を加えてということであるんですけども、そういったところを踏まえて新しいものの購入なりサービスをやる場合には、そういったところの視点というのを取り入れてということと考えると買ったほうが環境的にもいいし、それをずっと使い回して壊れないのであれば余計なお金を毎年毎年払う必要もないわけですし、そっちのほうがいいんじゃないかなと感じるんですけども。なので、買ったほうが安いのかリースのほうが安いのか、くみ取り料が入っていないということであれば、一度買えばそのままくみ取りのお金だけでそこに設置していただけるということなのかなとも思うんですけども、いかがでしょうか。

○加藤道路公園課長

結論から申し上げますと、借り上げたほうが安いということで借り上げ料を計上しております。ただ、くみ取り料に関しましても、冬場は余り使われません。それと、金額的にはくみ取り料自体が安いものですから、そんなにくみ取り料だけを設置するときの参考ということにはならないと思います。

○深谷委員

わかりました。そういったところできちんと検証した中で借り上げということであればいいんですけども、やっぱり震災のときからいろいろなものを見ていて自分のお金だったらこれを買うかなとか、例えば今回の補正予算の中に出ているような綿菓子機であったり、あれは例えば自分の家庭の財布で考えたときに、9万円というお金を出して綿菓子機の機械を買うのかなと。そういう感覚は、行政経営という視点で考えたときにはとても大切な視点かなと思ひまして、そういった安い高いというだけのものじゃないし、例えばそういったものの購入に関しては、市民が広く貸し出しをする場合に必要なことでもあったりするところはあるんですけども、そういうあったものを活用できないものかなというところも含めて今ちょっとお話だったので、1点お伺いしたまででございました。借り上げたほうが安いというのであれば、こちらでいいかなと思います。

それから、もう1点なんですけれども、追加資料でいただいた18号関係資料、1点ちょっと確認したいんですけども、先ほど戸津川委員からありました仮設の減額していた52ページの先ほど課長がお話した内容というのは、前回までの業者に委託するということに当たって、リース車両4台だったものを2台にするであるとか、1人当たりの単価という議論は前回の補正の中で説明していた内容ですよ。要は、委員からここは見直しできるんじゃないかとかそういった意見によってなされたものが、結果としてこの減額にあらわれているという認識でいいのかどうか、お願いします。

○阿部生活再建支援室長

24年度の当初予算の契約に当たりまして、当初の原案をお示ししたんですけれども、それでは車の台数等が多いのではないかという意見をいただきまして、改めて精査いたしましたもので新年度契約したものを5月15日開催の委員会で御説明申し上げたのが、先ほどの車両の減額とか人員の削減とか、あとは拠点施設を設けて巡回型にしましょうという形で、ある一定の人数を減らした形で今年度進めてまいったものでございます。内容につきましては、適時毎月1回居住者の方といろいろな意見交換する場を設けておりまして、その中で不満とかふぐあいありませんかという確認をとっておりまして、それで特に問題ありませんということ踏まえまして、余分な経費を今回減額するに至ったものでございます。

○深谷委員

いいです。前回そういうふうに意見が出たものをくみ取っていろいろした結果、このような減額になったというところだけ明確になって。ちょっと私が今から質問する内容とは若干違うところなので、同じようにとられるとちょっと困るので今お話をしました。

18号関係資料の9番、社会福祉課の2月補正の4名減ということで、契約による執行残ということなんですけれども、この契約による執行残というのはその中身を少々教えていただきたいと思うんですけれども。

○阿部生活再建支援室長

当初、見積もりの段階では仮設住宅管理運営業務の受託業者の社員体制を26名で組んでおりました。その勤務シフトは仮設住宅に常駐する形で組んだわけでございますけれども、2カ所を拠点といたしまして巡回する形で22名体制で十分担保できるのではないかとこの形で議会に説明申し上げましたところ御意見いただきまして、22名体制で改めて年度末に見積もりいただいたのがあります。それで、24年度当初契約におきましては、22人体制で契約を結びまして22人体制で巡回型でしたんですけれども、居住者の方々からどうしても巡回型では不安があるということがありまして、勤務シフトを駐在型に見直しをしております。ただし、人数も変えることなく経費も負担増になることのない形で勤務シフトを組むことができましたので、そのままの体制ですっと来ておりまして、それが8月から9月にかけて現在の体制で満足度が高いのかどうかアンケート調査をやったところ、83%を超える高い回答が来ましたのでそれで現状体制のままずっとことしまで来ておりました。何か問題があったときにはすぐに増額契約とかを結ぶ体制をとるために、ある執行残を担保してきたんですけれども、今回の年度末を控えるに当たりまして、契約変更に至らない可能性がもう担保されたので今回減額するものでございます。

○深谷委員

あのときのいろいろ説明の中で震災直後で随契でということの話があって、次というまた同じところというお話があったときに、被災者の方々に寄り添う形で要は顔の知った方々と新しい関係を新しい方々と構築するよりも、今まであったものを継続してというお話があった中でこのちょっとこの4名減ということだったので、今現在、当初から働いてい

ただいていた方々含めて、体制というのは23名体制で今動いているということですかね。22名と言ったのは何だったのか。23か。

○阿部生活再建支援室長

22人分の勤務ローテーションでできるんですけども、ただし1人は5時間ずつのパートタイムが入っておりますので、22人工に対しまして1人分が2人のパートタイムで調整しておりますので、総枠の雇用人数につきましては23名という形となっております。22人工の業務量に対しまして23名を雇っている形となっております。以上です。

○深谷委員

この緊急雇用対応事業の中で雇用される方というのは、例えば1年契約で途中でその人がやめましたとなったら、新たな雇用契約を結ぶ方というのは残りの半年間でやるものなのか、新たにそこから1年という契約の仕方雇用されるものなのか。その辺はどういうふうになっていますでしょうか。

○及川商工観光課長補佐

残りの分とお考えいただいて構いません。

○深谷委員

ちなみに、途中でそういった形でこの緊急雇用をやめた方が今現在まではいらっしゃらないんですか。それとも、そういう方がいらっしゃっていつぞやの段階で今もうその雇用をやめていてという方で、そこに新たに補充されているというのは最近ではあるんですか、ないんですか。

○及川商工観光課長補佐

これは事業でございますので、1年間の事業をやってくださいということでお金をいただいております。したがって、その補充に関してはおやめになった方がいた場合においては、補充の場合はあくまでもハローワークとか公募にかけた上で雇い上げをしてくださいという形をとっております。

○深谷委員

だから、そうやって新たに雇用された者がいるのかいないのかというところ1点と、その被災者の雇用に当たっては、県のところにちょっとお話を聞いたんですけども、さまざまな形でその辺を柔軟に対応できるような仕組みをとっているようなものもあるようにも聞いているんですが、なかなかちょっと多賀城市としてはその辺は柔軟な対応があるのかなんて話もちょっと県からお話があったので、今まで雇用されていた方がやめて新たに雇用されたという例があれば。もしくは、その例があればなぜそのような形になったのか、その辺についてもお話を伺いたいんですけども。

○及川商工観光課長補佐

自己都合でおやめになった方が各課でございます。あるところとないところありますので、例えば今回管財課のほうで1月十何日ですが、急遽おやめになるということで、その方の募集をかけて今現在採用しているということがございます。

県からの通達では、うちのほうは宮城県内に居住する方が全て被災者であると、被災求職者であると捉えていいですよという回答をいただいていると。

○深谷委員

僕、今 9 番のところだけでいいんです。この管理業務に当たっている従業員の方で途中でやめた方がいらっちゃって、要はそういったところに今課長がおっしゃったような、県では県民全員が被災者であるという定義のもとでやれば、被災者としてずっと継続して雇用できるという単年度の契約をしながらそういったことがありながら、そういったことができない事例がありますか。ないですか。

○阿部生活再建支援室長

お答え申し上げます。

仮設住宅管理運営業務受託業者の中におきまして、23 名のうち 1 人、雇用期間の延長に至らなかったケースがあります。それは被災者ではなくて東京都から被災後に転入してきた方を採用したからでありまして、その方につきましては 1 年間で雇用が満了となるのが前提になっておりまして、被災者でない方ですのでその方につきましては、1 年間の雇用満了期間をもちまして退職という扱いになりまして、かわりに被災者の方を補充として採用しているところでございます。以上です。

○深谷委員

要は、今おっしゃったお話ありますね、被災後にこっちに来たと。そういったケースについては、県では柔軟に対応できる仕組みはありますよという内容を僕はいただいているんです。そういったケースがあるのにもかかわらず、今まで管理をそこに随契からずっとやってきた人間関係を構築した形で、被災者に寄り添う形をとるということで今管理を任せている業者があるにもかかわらず、そういった形で雇用の形態が県で大丈夫という、相談に乗りますよという話があるのに、今そういう東京から来たその方はそういったことで雇用が 1 年で切れたからそこで終わりましたと。その人が築いてきた 2 年間の内容、それを新たな方がまた 2 年で築く内容というのは大きな違いがあると思いますし、その方の問題ではなくほかの緊急雇用の対応事業でも、実際に例えばほかのことでももし同じケースで起これば、同じような課題になるんじゃないかなと思うんですけども、これについては県との協議なりなんなりというところはどこら辺までお話ししたんでしょうか。

○及川商工観光課長補佐

今の件につきまして県の担当部署にお尋ねしましたところ、やはり東京からの転入者は 1 年限りですよという回答をいただいております。

○深谷委員

その辺、ぜひもう一度、もうその方はおやめになっているので、今後そういったケースがもし見受けられるようなときには、ぜひ被災者との関係それから被災されたという方が雇用されているという視点から、ぜひその辺は柔軟に対応できるようにもっと多賀城市からも働きかけていただきたいと思いますし、もしそういった対応で被災者の方々がそういう立

場に置かれるというものがあれば、我々はそういった方々とともにきちんと意見を言っていきたいと思っておりますので、ぜひそういうものは考えていただきたいと思うんですけれども、よろしく申し上げます。回答は結構です。

○根本委員

資料3の39ページ、債務負担行為の補正の内訳表ということで、中央公園仮設トイレ借上げ料、先ほどもお話がございました。162万円6,000円ということでございますが、これは中央公園のトイレ、今までも仮設だったんですけれども、いずれ正式なトイレを設置するまで仮設トイレを行うんですという意味なのか。今後ずっと仮設トイレですということなのか。その辺ちょっと教えていただきたいと思っております。

○熊谷復興建設課長

お答え申し上げます。

いずれは中央公園の整備事業の中で、恒久的なトイレというのを設置するようになると思います。管理棟に外づけトイレとか管理棟の中にもトイレがつくようになりますので、そういうトイレを利用していただくという形になるかと思っております。

○根本委員

実はあそこでいろいろな競技をやりますね。地方からも来て、グラウンドゴルフだったりゲートボールかな、私行ったときには。そういうこともあって、あそこの仮設トイレを使ってえらく言われたことがあるんです。私、議長代理で行ったときなんですけど、こういう立派な公園で、競技をしているところでこんなトイレは初めてですと言われまして、ショックを受けたことがあったんです。天下の多賀城市がよその市や町の方に言われると、人の顔を思い出して悔しくなったりしてくるわけでございますけれども、やはり仮設トイレは早くやめていただいたほうがいいなと思うんです。

そういう意味で、管理棟というか、今管理棟の話が出ました。管理棟ができれば立派なトイレをつくるということだと思っておりますね。そうすると、まず一つは管理棟ができるとそのトイレだけになってしまうのか。それとも、管理棟内にもトイレはつくるけれども、現場にもちゃんとトイレはつくるのか。その辺は今どういう市の考えていらっしゃるんですか。

○鈴木建設部長

今、野球場側に駐車場との間にありますけれども、あの位置になるべく近いところに恒久的なトイレは将来つくっていきたいと思っております。ちょっと場所についてはまだ決定していませんけれども。あとは管理棟あるいはサッカー場のほうにも今仮設がありますので、今供用を開始しているサッカー場、そういう適切な配置を今考えてございますが、いずれにしてもちょっと汚水幹線との関係で非常に難しい問題というか、汚水管がなかなか遠くて相当それに費用がかかるということもありまして、今場所も含めて費用対効果も含めて検討してございますので、なるべく早いうちにはトイレは恒久的なものにかえていきたいと思っておりますが、もうしばらく検討させていただきたいということでございます。

○根本委員

了解しました。

次に、52 ページ、こども福祉課関係でございまして、放課後児童育成事業について、間もなく予算委員会も始まるということなので、少し問題提起だけはしておきたいと思ってお話をさせていただきたいと思います。

この事業自体は非常に大事な事業でございまして、小学校 3 年生まで子供さんを預かるということで、これは学校に入る前の保育所から継続して、両親があるいは母子家庭の方のお母さんが一生懸命仕事をして子供を見れないということで、子供さんを預けるという流れになっていましたね。保育所とこの放課後児童学級というのは、非常に関連性があると、そういう方々が利用されるということですよ。まず、それで間違いはないでしょうか。

○但木こども福祉課長

保育所につきましては延長保育が午後 7 時まで、留守家庭児童学級につきましては 6 時までということで運営してございます。

○根本委員

利用される方というのは、ほとんど保育所から学校に上がって 1 人でも留守番できるという 4 年生になる前までが預かるということになっております。

そこで、問題なのは、今課長いみじくもおっしゃいました。保育所は 7 時までで、留守家庭は 6 時までだということで、ある市民の方から非常に仕事に差しさわりがあると。何とか子育て支援として 7 時までやってもらえないでしょうかというお話を数人の方からいただいているんですが、このことについてはほかの委員からも問題提起をされて議論された経緯がございます。この点については、非常に私も大事な子育てという意味では視点になるだろうと思いますが、この辺の検討について市ではどのような推移になっているのかお伺いしたいと思います。

○但木こども福祉課長

留守家庭児童学級の開設時間の延長につきましては、この委員会等でも戸津川委員あるいは佐藤委員長からも時間の延長についてということで御質問を頂戴しております。一応、我々も迎えおくれの状況につきまして昨年調査をいたしましたけれども、昨年 7 月の状況をちょっと見ますと、迎えおくれの状況が利用児童数の大体 17%という状況でございまして、今後も調査は続けますけれども、時間を延長した際には子供に与える影響といいますが、生活のリズムが後ろにずれ込むということもありまして、11 時間近く学校で生活を送ることが本当にいいのかどうかということもありますので、その辺も十分検討しながら慎重にこれからも検討をしていきたいと考えてございます。

○根本委員

よく検討していただきたいと思います。

最後に、58 ページ、復興建設課関係で新田南錦町線道路改築事業ということで減額補正になっております。17 番の公有財産購入費、この点について課長から用地取得が困難だというお話がございました。そういうふうに聞くとちょっと不安になってくるんですけれども、

その困難というのは時間的制限があってできなかったと、25年度にはその困難がなくなつてちゃんとできますよと、この事業は進めますよという意味なのか。非常に厳しい状況にあるという状況なのか。どういう状況でしょうか。

○熊谷復興建設課長

実は、結論から申し上げますと厳しい状況にあるんですが、2人の地権者がおりまして詳細は余り個人情報にかかわるので述べられないんですが、実は相続の関係が整理されていないのと、抵当権の消滅に関して難しいという2つの要件がありまして、今弁護士、裁判所等と相談していますので、その辺がクリアできれば早い時期での整備ができると思っています。

○根本委員

そうすると、なかなか難しいという、困難という言葉が非常に合っているのかなと思います。今まで震災があっても代々の課長は25年度中にこの事業はぜひともやりたいということで、宮城野大橋まで持っていきたいと。宮城野大橋まで持っていくわけではないんですけども。市営住宅までですね、高砂の。あそこまで直接つながるようにしていきたいということで、事業の完成年度を25年度という目標で、その目標が変わったという話は今までまだ聞いていないので、多分今でもそういう目標でいらっしゃるのかなと思いますけれども、まずその目標はそれでいいのか。そしてまた、その目標達成のためにぜひとも御努力をいただきということで御決意などもあればお願いしたいと思います。

○熊谷復興建設課長

25年度までの完成目標というのは変えてございません。ですから、今弁護士とか裁判所と相談しまして、解決の方法を見つけてできるだけ早く工事に移れるように頑張っていきたいと思っています。

○竹谷委員

一つは先ほど仮設住宅の52ページ。要は、今回の減額は契約が予算より少なくなったということの減額だと思います。今後の25年、26年の運営についてはどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○阿部生活再建支援室長

今回の仮設住宅管理運営業務の受託業者の平成24年度におけるアンケート調査を踏まえまして、25年度につきましては現行の業者と随意契約する方向で挑みたいと考えております。25年度はこのようですけれども、26年度におきましては仮設住宅のある程度の集約化も予想されますので、その段階を踏まえまして25年度中に改めて検討したいと思っています。

○竹谷委員

住宅に入っている人の評価がいいから継続しますよというだけで継続するんですか。少なくとも随意契約であれば、これこれこういう状況がいいので引き続きやりたいと、先ほど今までの人間関係もあるのでとかいろいろな条件、市としての条件をきちっと知ることが大

事じゃないかと。入っているのがいいからそのままやりますよというのは、理由にならないと思います。その辺をきちっと整理しておくべきじゃないかと私は思います。

そうしますと、ちょっといろいろ今業務委託の問題が出ておりますけれども、資料3の40ページにいろいろ出ております。これには載せないでおくんだよということで理解してよろしいですか。これに載っているとどこに載っているんでしょうか。（「34」の声あり）34番で7,300万円、これはこの事業で契約できるということですか。

○阿部生活再建支援室長

34番の事業の仮設住宅管理運営業務、生活再建支援室分7,315万4,000円、その項目でございます。以上でございます。

○竹谷委員

その項目見つけた。だから、この金額で契約するのかと。現状の契約は何ぼになって、どうなってるの、その辺。そのことを聞いているんです。

○阿部生活再建支援室長

基本的に平成24年度の現行契約の業務内容を踏襲いたしまして、また人間関係等の居住者の方々に安全・安心を踏まえることを重視いたしまして、なるべく現状のスタッフのままをお願いしたいということを確認とりながら随意契約を進めてまいりたいと思っております。

○竹谷委員

だけれども減額補正をしているんでしょ、今回。だから、24年度の契約とこの金額は同一金額なのかと確認しているの。

○阿部生活再建支援室長

24年度の契約金額と同一金額でございます。金額は同じでございます。

○竹谷委員

そうすると、これはあれだね。後で私も別案を精査しますけれども、これは今年度の契約金額をそのまま延長するというので、この委託業務に載せているという理解ですね。（「はい。そのとおりでございます」の声あり）そのとおりでいいならそのとおりで。

今度、これちょっとお聞きしたいんです。ちょっとわからないので。3の38ページ、あなたのところに関係あるから質問しているんですけども。管理補助金交付フロー図。このフロー図で行くと、この予算書、決算書にどういう感じで明記されてくるのかちょっと教えてください。

○阿部生活再建支援室長

こちらは、まず歳入で落とし込んでおります。歳入は、雑入42ページの生活再建支援室のところ、下のほうから2番目になりますけれども、応急仮設住宅共同施設管理求償分として895万2,000円を雑入として歳入で入れまして、歳出につきましては今まで仮設住宅の集会所等に使用した電気料とか防犯灯とか、アスファルトの路面の補修工事とかに充てた経費に充当する形となります。歳出では災害救助費の関係とか仮設住宅の共同施設の

維持管理に要する経費を各科目がありますので、そちらの分に歳入充当する形となります。以上です。

○竹谷委員

そうか。俺の聞き方が悪いんだな。歳入は入ってくるよね。県から入ってきますよね、これ。入ってくるんでしょ、これ。1戸当たり2万4,000円掛ける戸数で入ってきますよね。そして管理推進協議会に来ますよね。ですから、問題は自治会が自主事業として全体を管理しているものなのか、それとも市があくまでも光熱費が幾ら、これ何ほということ明記していくものなのか。このフロー図で行くとどういうフローになっていくのかということなんです。今、あなたが言うように光熱費は払いますよ、来たものどっと払います、来たお金をぐっとここの協議会にやって協議会で処理して報告書が来るものなのか。意味わかるかな。どういう仕組みで行くのかなと思ったものですから。例えば、ここに応急仮設住宅の推進協議会が請求をして支払いは多賀城に来ると書いてある。そうすると、この1人当たりの金はここの協議会に一遍全部出しちゃって、そこから市に係るものだけ請求しますよという意味なのか。どういう仕組みかなとちょっと思っておったんですけども。請求となって支払いと出ていますから、ここの管理推進協議会が主体となってこの財政を運用していくというものなのかどうなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○阿部生活再建支援室長

このフローは、宮城県被災自治体全て同じフローをとることと県から指導を受けております。基本的に仮設住宅の共同施設につきましては、まず市で当該費用を支弁しましょうという基本的な考えで責任を持って対応してくださいと。それで、市で各仮設にお住まいの方々、代表者とか民生委員等で管理推進協議会をつくるんですけども、こちらにはかかった分の経費を市から請求を受けるための受け皿としてまずつくってほしいと。ですから、県の指導では形式上で申しわけないですけどもこの団体をつくっていただいて、それで市とこの協議会で協約を結んだ上で、市の請求に基づいて支払いしましょうという形のフローとなっております。主体的には市で責任を持って仮設の管理運営業務を進めていく形となります。

○竹谷委員

ちょっと理解……約890万円、いいんじゃないのと、ここで意見もあるけれども、そういうものじゃないんだよな。公金はどういう流れでどうなっているかときちっとしておかないとまずいんじゃないかと私は思うから、フロー図をせっかく出していただいたから理解をするために今質問しているんですよ。問題は、あくまでも管理協議会は財政の関係については関係ないという組織なのかどうなのかということをはっきりしないといけない。そこはどうなんですか。

○阿部生活再建支援室長

被災者に対しまして直接まずは補助金を交付するのが前提でありますので、23年度に限っては宮城県から直接市町村にこの補助金は補助されたんですけども、24年度以降は形式

上であってもあくまでも市の応急仮設住宅管理推進協議会をつくっていただいて、そこに一時的に共同施設にかかった経費相当分を落とし込みますよと。市からの求償分に基づきまして支払いますよと。一部、トンネル化になるんですけども、そういう形で24年度以降は共同施設を管理していきましょうという形の考え方でございます。

○竹谷委員

だから言ってるの。ここも管理協議会が財政を持ってやるのかと。この2万4,000円掛ける仮設住宅戸数をここに全部フローされて、それで市でかかった分だけは請求くださいと。それは支払いますというやり方かということ。そうなってくると、市の財政に入ってくるのは援護室から今890万円入ってきますけれども、今後はそのことは見えなくなると、市の中で。県から直接来ると。という仕組みになりはせんかと思うから聞いているんです。そういう仕組みかどうか、そこだけ仕組みを教えてください。

○佐藤委員長

きちんと責任を持って答えられる方。福祉部長。

○鈴木保健福祉部長

今、室長もお話ししましたように、本来であれば多賀城市が歳入と歳出を予算化して、きちんと住民の方々の要望にお応えをして生活をサポートしていくというやり方であれば、一番わかりやすい方法なんですね。私たちとしても23年度のやり方をずっとそのまま継承していただきたいという要望を何度も県のほうにさせていただいたんですが、このお金の使い道があくまでも生活支援、県が直接被災された方々を支援していくための予算化をしているために、いわゆる行政にそのままお渡しをして使うという方法がとれないということで、やむを得ずとりあえず協議会をつくっていただいてそこには一旦交付するけれども、市では歳出を予算化してそれで協議会と市が話し合いをして、必要な支援の事業をやっていただいて、協議会に交付されたお金を市が歳入、だから雑入で受けるという形、やむなくこういう方法をとらざるを得ないという状況になりました。

なぜそうしたのかというと、多賀城だけに限らずほかの市町村もそうなんですが、1カ所だけの仮設住宅じゃないために、要は世帯数掛ける2万4,000円で、うちは60世帯だから60世帯掛ける2万4,000円は既得権としてあるんですよという話をされてしまうと、全体的なサポートがなかなかできづらくなってしまいます。固有の条件がありますよね。高台にあるところとか暗いところとか、いろいろなところの安全性を確保していくためにも、それをプールして本当に仮設住宅にとって必要なサービスを支援していくということが求められるんですけども、その場合だとやはり市がそこに乗り出してといいますか、中に入って必要なサービスを仕分けをして、ことしは例えば890万円だからこの予算でできるところをみんなで話し合ってしまうというふうにしていかないと、実は仮設の方々が構成されたその方々が予算を自分たちで運用していければそれは構わないんですが、いずれ災害公営住宅ができると1人抜け、2人抜けと抜けていくと、組織自体が脆弱化してしまうということもありまして、本来であれば冒頭で申し上げましたように私どもで歳入、歳出を

組めればいいんですが、当初予算で歳出を組んで歳入は雑入で受けるという形になると。何度も県と話したんですが、こういう形をとらざるを得ないということで、私どもも最終的に歳入を受けるのが今回最終の補正になったということで、今回補正を組ませていただいたということでございます。よろしくお願ひいたします。

○竹谷委員

はっきり言って、管理推進協議会が財政を管理するという仕組みですよ。それを聞いているんですよ。そうすると、その監督官庁は県だと。ですから、協議会の中にはそういう出納帳も全部つけてそれを県に報告すると。例えば、年に一遍報告するとか、中間報告すると。ですから、極端に言えば数字が出てきますけれども、890万円のお金は我々で市で管理するんじゃなく、この管理協議会で管理をしてそれで市に必要な事業については、市の経費で執行してほしいと。そこから請求に基づいて払いますと。ですから、この財政の管理については市は責任はないというふうに理解すると、その事業内容についても、市が協議はするでしょうけれども市の優先事項ではないという仕組みになったんだという理解でよろしいですか。

○鈴木保健福祉部長

仕組み自体は今委員がおっしゃったとおりだと思います。そういうことです。ただ、現実問題としましては、その協議会自体がなかなか6カ所の代表の方々に集まっていたいている協議会ということもありまして、実際の予算の執行についてはあくまでも行政が肩がわりをして行うという話でございます。

○竹谷委員

事務能力がないからという意味か。はっきり言って。専従の職員もいないし、これだけのお金を推進協議会でやらせるのは問題があるので、市の担当者が1人その事務局として入って、市が指導的に担うのではないけれども、その金の管理については当面の間、市で指導していかなくてはいけない仕組みになっているんだということなんですよ。そこをきちっと言わなければいけない。

○鈴木保健福祉部長

今、委員がおっしゃったとおりで、その事務をつかさどっているのが生活再建支援室で行っているということでございます。

○竹谷委員

こういう新しい仕組みになるといろいろあるんですけども、本当に協議会で金持ってやれるのかなとちょっと心配したものですから仕組みをちょっと聞いてみたんですけども、そういうことであれば安心しました。

とにかく問題が起こらないように、特に仮設問題についてはいろいろな議論をしてみました。いろいろな意見もありました。防犯灯が暗いから何とかしてくれという意見もいろいろありました。そういう点をうまく活用して、ひとつあれだね。この金でできない場合は市が多少持ち出してもやるんだという勢いで、仮設の安心・安全のためにやっていかなくて

はいけない事業になっているんじゃないかと。本当は市で持っていればそこまで付加してやれるからいいんですけれども、こういうぐあいに県がしたということでは、市は独自のやっぱり行政支援もしていかなければいけないということを理解しながら進めてほしいと思います。ここでこうだからこうだというのじゃなく、そういう弾力的な運営も考えていただきたいということを運営に当たっての意見として申し上げておきたいと思います。

○佐藤委員長

それでは今から 15 分の休憩をとります。3 時 20 分再開。

午後 3 時 05 分 休憩

午後 3 時 20 分 開議

○佐藤委員長

それでは再開をいたします。手を挙げてください。金野委員。

○金野委員

2 点。48 ページとそれから 66 ページ。

まず 1 点目です。48 ページのねんりんピック、私も有志の一人として計画して一般質問してやったんですけれども、この 660 万円に対して 474 万円という金額が出ていますけれども、まず一つ聞きたいのは実行委員会が解散したのか。それから当市の持ち出しがどのぐらいだったのか。まず、その辺から聞きたいと思います。

○松岡介護福祉課長

本市の実行委員会につきましては、昨年度の 10 月の本大会開催を終えまして残務処理を整理いたしまして、1 月 28 日に解散総会ということで解散の総会を行いまして解散をいたしました。

それから、2 点目でございますが、本市の実行委員会に対する補助金の決算額といたしましては、59 万 259 円ということで決算をしてございます。

○金野委員

本当に、担当部それから担当課、職員の方、大変御苦労さまでした。私も文化系、将棋は多賀城、碁は名取なんですけれども見たんです。やっぱり文化系と体育系との違いを私なりに言いますと、競技部門は文化系の団体はやるんですけれども、外回り、市の職員に大変迷惑をかけたんじゃないかなと私一人では思っています。体育系だと外回りの駐車場管理から受付から全部競技部門もやるんですけれども、その辺でちょっと市の職員がいっぱい土曜日、日曜日、2 日間にわたって御尽力されたことには、本当に敬意と感謝します。

それで、今度必ずこういう実行委員会解散とかをやりますと、成果とか反省とか今後の対策が出るんですけれども、この種、多分いろいろあると思うんですよ。そういうのは、本来であればこの系統を通じて多賀城市長杯、ねんりんピックを記念して将棋大会とか継続するのが通常なんだけれども、本市においてはそういうことはないと思います、多分ね。そこで、今度こういう大会が来たらば、50 年に 1 回来ます、何十万という人が。こういうのが来た

らば積極的に私はやるべきだと思うんです。そこで、こういう文化系でも体育系でもありませんでしたらば、担当部長からこの諸大会のことについて今後の意欲があるかないか聞いておきたいと思います。

○鈴木保健福祉部長

ありがとうございます。

今回、震災ということがありまして、本来であれば前年度にプレ大会ということをやった本番に備えるということだったんですが、予選会を兼ねた大会を宮城県将棋連盟の方々が主催でやっていただきまして、そこにはやはり五、六十名の方々が参加していただいたということがあります。ぜひ、いろいろな形で将棋文化というものも、多賀城市の場合は特に天童市といろいろな交流がございますので、そういった将棋の関係も交流が持てたらいいのではないかと考えておりますので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○金野委員

本当に大変御苦労さまでございました。

次、66ページの防災行政無線移動系について質問します。

この無線には統制局、基地局、移動局とあるわけなんですけれども、今回の移動系のやつが多分点検なんですけれども、最終的には現在幾らがあって、統制局というのは多分課長がここからやって発信するのが統制局、基地局というのはそれぞれ消防とか消防団とか、移動局は車載もあれば携帯もある、デジタルもある、いろいろあるんですけれども、現在の段階と将来的にはどのぐらいの見積もりをしているか、そういう状況をお聞きします。

○角田交通防災課長

午前中に御説明したとおり、今年度の4,730万円を来年度と合わせてということで、今委員がおっしゃった3つの大きな事業があるわけなんですけれども、それを合わせて2億6,500万円ほどの予算を来年度計上予定でございます。

○金野委員

金額じゃなく、私は現在の段階で、例えば移動局だったら車載は何車両についているとか、携帯無線は何ほだとか、将来的には2億6,500万円を使って200台なら200台、300台なら300台にしたいんだというちょっと構想を聞かせてください。

○角田交通防災課長

細かい台数は、まず移動局無線機、非常配備の職員それから建設部局の職員等、約200台考えてございます。それから、車載につきましては、非常配備の際に公用車で動く三十数台分、それから消防団等、そちらの車載型も検討してございます。

○金野委員

それは、第五次総合計画の説明のとき、それぐらいのことは聞いているんですけれども、課長の考えとして将来多賀城では移動局200台はこれこれこういう職員が持っているんだけれども、このぐらいあればいいとかそういうのはないですか、構想は。

○角田交通防災課長

今現在 100 強あるわけですけども、新しいデジタル化になる際にはそれよりも上回る数ということで、まず 200 台と考えてございます。

○柳原委員

50 ページの保育所給食食材放射能検査事業についてお尋ねします。

今回、県の補助が認められたということなんですけれども、この県の補助も使って放射能食材検査をもっと充実させていただきたいと思うんですけども、例えば今私立の保育所は公立の保育所に比べて検査回数が少なくなっていると思うんですが、例えばそういう私立の保育所の検査回数をもっとふやすということは考えられないでしょうか。

○但木こども福祉課長

保育所給食の放射能検査につきましては、公立につきましては確かに今のところ毎日ということですが、私立保育所が今年の 12 月から実施する際に保育所ごとにその意向を確認させていただいて、それを踏まえまして回数であったり、1 回当たりの検体数ということで、そういった要望にお応えしながら現在実施しているという状況でございますので、私どもとしては保育所側の意向に沿った形で実施をしていると認識してございます。

○柳原委員

民間の保育所からそういう要望の回数が余り少なかったということなんですけれども、私の問題としては市で毎日市立の保育所が測定しているのに、民間保育所と差があって保育内容に差があっていいのかということなんですけれども、県で予算がついたということは、これは県でも必要な事業だと認めているということだと思えます。そこで、民間保育所のほうから回数が少なくてもいいよという例えば園があったとしても、市のほうから市立保育所と同じに測定しませんかと積極的に働きかけて、民間も同じようなレベルで測定するということが必要だと思うんですが、その辺の問題意識というのはございませんでしょうか。

○但木こども福祉課長

保育所の運営につきましては保育指針がありまして、また市の場合ですと多賀城市の保育指針があるということで、保育所の運営につきましてはそれぞれの保育所の運営方針もございまして、私どものほうから回数をふやしてはどうですかということとかそういったところまで投げかけるというのは、私どもとしては今のところは考えてございません。

○柳原委員

民間の保育所に通っているお子さんの測定回数が公立より少ないんです。同じ市の認可施設でありますから、そういう差があるのはおかしいと思うのが当然保護者の思いだと思うんですけども、市のほうからそういう消極的な、差があってもいいんだということは私はちょっと理解できないんですけども、もう一度お考え直す気はないでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

決して差をつけるとか設けるということではなくて、それぞれの園の考え方ということを最大限配慮させていただいているということでございます。調査については、今年度一度さ

せていただきましたが、次年度以降もまたそういった希望をとりまとめて実施してまいりたいと思っていますので、ただこちらからやったらどうですかとある程度の働きかけというのは、個別にはなかなか難しいと思いますので園の自主性にお任せしたいと思います。

○柳原委員

また調査をするということなんですけれども、もし毎日どうしてもやってほしいという保育所があった場合は例えば可能性はあるんでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

それについては、その段階でいろいろ検討させていただきたいと思います。

○竹谷委員

3点ありますので、順次質問させていただきます。

60 ページ、道路公園課の関係ですが、狹隘道路の拡幅事業整備工事 200 万円が減額になっています。それから、公有財産購入費が 1,000 万円減額になっています。私の調べでは工事費が 480 万円、土地購入費は 1,220 万円程度予算化しておったと記憶しておりますけれども、なぜこれだけのお金が不用減になったのか、その理由についてお伺いします。

○加藤道路公園課長

確かに今委員おっしゃいましたように、工事請負費で 480 万円、公有財産購入費で 1,228 万円、当初予算で計上しておりましたが、実際地権者の方々との協議、狹隘道路の申請がこの当初見込みより大幅に下回りました、このような実際側溝工事とか舗装工事、あと用地購入なんですけれども、申請があった場所が小さかったという内容でございます。それで減額という事態になっております。

○竹谷委員

そうでしょうね。では、その要因は何なのか。当初予算を組んだときの計画段階とこうなった結果はどういう要因があるのかということ进行分析しておかなければいけないと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○加藤道路公園課長

当初予算のときには、ある程度前年度に地権者の方、建築を予定している方が相談に見えまして、24 年度はこの辺がこういった狹隘の協議対象になるだろうということで計上しております。しかし、実際協議が始まって成立まで行っていないという場所もございまして、このような減額という事態になっております。以上です。

○竹谷委員

狹隘道路は、予算化されたところじゃなく幅広く相当あると思うんですよ。ですから、この事業を推進していくためには、今年度は一応そういうふうに相談があったところをやるだろうと予算化したかもしれませんが、やはりこの事業を拡大していくためにはどうしていったらいいのかという今回の半額以上の減額をしなければいけないような状況になっているわけです。狹隘道路そのものの道路政策をどうしていくのかというものにも、課題としてぶつかってきているんじゃないのかと私は思うんです。この事業が必要であれば、何

が課題であってどう克服していかなければいけないのかということをやっぱり真剣に考えていくことが大事じゃないのか。今、復興ということで事業は復興に目を向けておりますけれども、こういうときこそ内面の問題をもっともっと積極的に分析をして次のステップにやっぺいかなければ、既存のいろいろな施設の改善はなされていかないのではないのかと。特に、道路行政はそうなっていくんじゃないのかと思いますので、この辺はこれ以上言ってもしょうがないので、建設部でこういう点の政策の実効性のあるようにするためにどうすべきかということをしかりと検討して、そしてどうあるべきかという基本方針を立てて進んでいくべきだと私は思うんですけども、今までも方針はあると思いますけれども、現状の状況を把握してもう一回その基本方針を検討し直すということが大事じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○加藤道路公園課長

委員おっしゃること、よくわかりました。この狭隘事業、地権者の皆さんの相談、申請があって道路公園課が初めて現場に出る状況ですので、今のようなお話、よく承って検討したいと思います。

○竹谷委員

部長、受け身じゃなく多賀城のやっぱり道路行政というのはこうあるべきだという一つの、受け身じゃなく積極的に向かっていくということが大事じゃないかと私は思うんですよ。これ以上はあれですけども、そういう意味で部長、どういうふうに考えていますか。

○鈴木建設部長

狭隘道路というのは、御存じのとおり 2 項道路と指導要綱路線を対象にしてやっているわけですが、国庫補助ですとやっております。ですから、そういう意味でもなるべく多くの整備をしていきたいと考えていますので、今課長が言ったとおり、これからはできるだけこちらからこの道路整備事業を導入してもらえないかということ働きかけながら、補助金もそうですけれどもできるだけ有効活用しながら整備を進めていきたいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。

○竹谷委員

3 点しか言えないから、もう 2 点あるので 1 つ飛ばします。

74 ページ、災害廃棄物処理委託の関係についてお伺いします。災害家屋解体事業ですが、説明によりますと 23 年、24 年で 1,828 棟の申請があり、それを処理しましたという報告ですが、これを締め切った後これ以外にも要請はなかったのでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

これ以外に要請はなかったのかといいますと、要請は数件ございました。

○竹谷委員

その要請に答えられなかった要因は何でしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

基本的には、締め切りを過ぎての要請ということでございました。

○竹谷委員

締め切りが過ぎている。だからできません。少なくとも予算で 5,000 万円も残っているんですよ。これを活用すれば、そういう市民の要望に応えられるんじゃないですか。なぜそういう政策に切りかえないんですか。私は、お金がないから予算が打ち切りだからというのであればわかる。これだけ 5,000 万円も減額補正をして、なぜそういうふうに受け付けられないのか。政策として受け付けても問題はなかったんじゃないかと思います。いかがですか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

当初、家屋の解体につきましては、国から 23 年度内に終わらせるようにという指示がございました。実際には 23 年度内に終わらせることはできなかったわけでございますけれども、そういった中で 24 年度実施する場合については、23 年度中にできなかった理由を明らかにして申請してくださいという国からの指示がありまして、そういった中で 24 年度に入ってやらざるを得ないというものでないといけないということで、24 年度の解体を進めさせていただいたということでございます。

実際に、そういった災害査定の中で、多賀城市の場合ですと数件を残して 23 年度内に終わっておりまして、当然 24 年度にそれなりの件数が出てくるとなると、それができない理由を明らかにしなければならぬということがありましたものですから、そういった中ではちょっと委員のお話あったような形でできなかったということでございます。

○竹谷委員

それは県の指導ですか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

基本的には国の指導でございます。

○竹谷委員

それは、県に対して十分働きかけていくことが大事だったんだと思うんですよ。今さらここで言ってもしょうがないけれども。私は災害の皆さん方が結果的に津波のほうは津波でよかったんですけども、それなりのものは早目にやったんですけども、いわば我々山手といいますか、西部地区を中心とした山手といったら失礼ですけども、ちょっと高台のところは 4 月 7 日の地震でそれに上乘せをかけちゃったんですよ。そして、壊そうか壊さないかとうんと迷っていた時期だったんですよ、現実的に。12 月に打ち切っちゃったでしょ。お正月に息子、兄弟が集まってきて、じゃどうするのと、じゃいいや、これ、あの補助金で壊しちゃって新しいの建てたほうがいいじゃない、みんなで協力するからという話し合いもあったやにも聞いているんですよ。そのとき申請したらもう 12 月で終わりですからだめですと。私は、予算が残っていないならそこまで言いません。ですから、そういう予算執行の状況を見ながら、やっぱり県に対してもこういうお金があるんだから住民福祉のためにやらせてくださいという、私はもっともっと積極的にやるべきだったと思うんですよ。なぜ私が今これを言うかという、今瓦れきで今もあるようです。多賀城市は、もう瓦れきの震災ごみの受け付けはしておりませんよね。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

9月末で締め切っております。

○竹谷委員

その後、宮城県では我が方と私の仄聞では石巻がそういう方向で進んでいるというぐあいにも聞いています。少なくともこの解体も含めてそういうものに、お金がないなら何も言わない、これだけのお金があるのであれば、なぜもっと手厚くやる政策に切りかえられないのか。切りかえられるんじゃないかと思うんです。県がこれだけの予算をよこしているんだから。それは多賀城の事務の問題じゃないかと思う。事務がいつまでも引っ張ると煩雑になっちゃうから、多賀城はここで切ろうということになっているんじゃないのかという。県下一斉にだめだというならわかるんですけども、そこの市町村、市町村でみんな体制、対応が違うということはなぜなんだという疑問を持ってならないんです。私が言ったような疑問は当たらないですか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

竹谷委員のおっしゃることもわかるわけでございますけれども、多賀城市の災害廃棄物の処理に関しましては、復旧・復興を早く進めたいという思いから、市内では災害防止連絡協議会という市内の建設業者を中心にもものすごく頑張っていたということで、家屋解体についても特に瓦れきなんかの収集についても、多分県内でも一番早かったのではないかなと思います。

そういった中で、実は復旧・復興の中でそういう事業者の方々も我々行政の仕事だけをしているわけではなくて、要するに復興関係でいろいろないわゆる特需のような形になっておりまして、例えば瓦れきの収集においてもダンプであるとかそういう車両、それから重機類を多賀城市のためにとっておいていただくということがなかなか難しくなってきました。そういった中で、ある程度ずっと確保していくのは難しいのかなというのも一つございましたし、あと一つは瓦れきそのものもほぼ回収が終わったと見込んで締めたということでございます。

○竹谷委員

答弁になってないね。よその用意がどうでもまだ行政としてどうなんだということを言ってるんです。何がダンプとかそういうのないの、はっきり言ってそういうのは市内の業者を現地でがんじがらめにした。それをある程度解放した。これもまた違う。それは手法なんですよ。本当に災害の起きた人たちが相談してこうやりたいというものに、要望に答えてやる。それが行政じゃないかと思うんです。今回ここまで終わっちゃってどうのこうの言っても後戻りはできないと思うから、これ以上は申し上げませんが、少なくとも市民の立場に立ってやったら、私はっきりさっきからも言っているように、お金がないならわかる。少なくともこのぐらいのお金が補正減で組める状況であるとするならば、私はそういう市民に対する手厚い行政サービスは大事ではないかと思っておりますので、それだけは私の意見として申し上げておきます。以上、答弁いただいても多分ああだこうだと理屈を言うだけで

ですので、それは聞いてもしょうがございません。はっきり言って、被災者の市民サイドに立った行政をこれからやっていただきたいということだけ私の意見として申し上げて、次の質問に入ります。

最後に、追加資料で震災等緊急雇用対応事業計画、何も言われなくてもさっと出してくれた当局に感謝をしたいと思います。ありがとうございました。

今年度全部で3億4,700万円、このことで雇用の拡大もでき、役所の事業の推進も図られたものと推察いたします。

ところで、この制度は今後とも継続される事業なのか。県なり国の状況はどういう流れになっているのか、お伺いしたいと思います。

○及川商工観光課長補佐

25年度も引き続き行っていくという考えでございます。そういう考えで県も申請を出してくれという状況になってございます。

○竹谷委員

あとは当初予算で議論になると思います。大体この1はないから2から20の項目は堅持できそうだという認識でよろしいでしょうか。

○及川商工観光課長補佐

この中から事業として落ちるものがあるように聞いてございます。

○竹谷委員

これは予算との関係があるので、余りしつこくはいませんが、この中から二、三項目はこの対象にならない事業も発生することもあり得るだろうという認識ですね。そういう認識ですか。

○及川商工観光課長補佐

認識といたしまして、済みません。言葉が出てこないんですけども、事業の中で人員が減るものがございます。したがって、金額も減ってくるものもあると理解していただければと思います。

○竹谷委員

お願いしておきます。この事業でふえて、この事業から拡大できるというのはいいんですが、この事業に盛り込んでいるけれどもいろいろな都合でこの事業は削除されるものが出た場合には、どうしてもこの作業が必要だということでこれをやっているわけですから、別な案件で対応してやらないと市役所職員が負荷がかかるんじゃないかと思っておりますので、その辺は人事担当、よろしく御配慮していただきたいということだけ。総務次長と総務部長がうんと言えば大体そうなると思いますが、ひとつ御配慮賜りたいということだけ申し上げておきたいと思っております。あとは予算委員会でやっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○藤原委員

資料2の64ページ、一部損壊への補助金の減額問題に関連して質問させていただきます。

先ほど、柳原委員の質問に対して、実績は 605 件、5,415 万円だという答弁がありました。これはこれまでのトータルの数字だということによろしいんですね。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

はい、そのとおりでございます。

○藤原委員

私はある方から柴田町の実績データをいただいたんです。柴田町というのは、人口は 3 万 9,341 人、これは平成 22 年 10 月の国調発表の数字です。多賀城市は、そのときに 6 万 3,060 人という数字になっています。柴田町は、平成 23 年 6 月 6 日から平成 23 年 10 月 31 日まで、多賀城と同じように一部損壊に対する補助の申請受け付けをやりました。上限は 10 万円だったんです。申請件数が幾らあったのかといいますと、多賀城よりはるかに人口が少ない柴田町では申請が 1,363 件、うち有効な申請が 1,274 件、交付済みが 1,206 件です。交付額が 1 億 2,740 万円なんです。だから、上限 10 万円ということをやったんですが、申請件数、実際に交付した件数は、多賀城の約倍です。

それから、交付額については多賀城が 5,400 万円のときに、1 億 2,700 万円ですから 1. 数倍になっています。どこが違ったのか、柴田と多賀城は。結局、工事対象金額が違ったんですよ。多賀城は、議会側では 50 万円は敷居が高いと、もっと下げろと、20 万円にすべきじゃないかという申し入れもやりました。柴田町は、20 万円以上の工事費に上限 10 万円ということで半年間受け付けをやったら、多賀城実績の倍以上の件数と倍以上の金額があったんですよ。

だから、私はせっかく被災者のためにこういうことをやったけれども、本当に使いやすい制度にはならなかったのではないのかということ柴田のデータを見て改めて思いました。市長はこの問題についてどのようにお考えですか。私らはどうも千年に一度、千年に一度というけれども、どうも構えが小さいんじゃないのかということはずっと言ってきましてけれども、こういう本当に大きな差が出てしまったんですけれども、多賀城の制度設計について反省すべきところがあると思うのか。その辺について、市長の見解を求めたいと思います。

○佐藤委員長

市長。

○菊地市長

今、柴田町ですか。例を聞いてそれだけ多くの方々が救われたのかなという思いが、初めて聞きましたのでただそれだけです、まずは。

○藤原委員

ただそれだけですか。ちょっと私は市長としてはいかがなものかと思えますね。

それから、柴田町は補助対象工事金額というのもデータで出しています。要するに、補助を出して工事自体がどのぐらい行われたのかと。柴田町では 9 億 1,481 万 4,000 円の工事がなされたと、これは柴田町が発表してございます。そのうちの 49%を町内業者が請け負って、町外業者は 51%。約半分の小さな工務店なんかがこれを受けてやったんだと思うん

ですね。そういう意味では、本当に町の小さな工務店なんかにも仕事がいっぱい行ったと思うんです。私は、これは今さら制度をいじるというのはどうかなとは思っただけけれども、やはり市長には少しぐらいは反省する気持ちは持ってもらいたいなと思っているんですけれども、再度いかがでしょうか。

○鈴木副市長

工事費の限度額が 20 万円か 50 万円かという違いではないかということですが、それだけで言い切れるかどうかというのは、今のお話を聞いていてなかなか判断はしかねると思います。というのは、多賀城ではほかの公的な援助を受けていない人を対象にしてこれを出しているんです。ということは、多賀城の人はほかの別な公的支援を受けた人はもっといるということなので、その辺の背景にある条件もよく分析して考えまないと、それだけで向こうがとてもよくて、こっちがまるでだめだったという判断にはならんだろうと思っております。

○藤原委員

そういうことを言うんだったら、きちんとデータを持って言わなければだめですよ。柴田町の一部損壊は 1,600 件程度なんですよ。そのときに多賀城は 6,600 件あるんですよ、一部損壊が。一部損壊というのは、ほかの助成がないからやってくれと議会からお願いしてやった制度ですよ。柴田の場合は、全壊だとかそういうのはわずか数件なんです。だから、はるかに多賀城が一部損壊の数が多い中で、こういうことが起きているんですよ。そういう意味では、私が持っている資料が本当に柴田町のデータなのかお疑いなのかかもしれませんが、直接柴田町に問い合わせをしてその実態をよくつかんで、私は検討していただきたいと思うんですが、少なくともそのぐらいはやってほしいと思うんですけれども、いかがですか。

○鈴木副市長

これはやっぱり答弁するには、その資料の中身、背景をよく分析しないと回答できませんので、そのような調査はさせていただきたいと思います。

○藤原委員

じゃ、調査をしてください。

次に、64 ページの宅地かさ上げの問題です。これも 1 億円の予算で 9,000 万円の補正減ということでした。宅地かさ上げ補助の実績はトータルで何件、幾らになっているでしょうか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

申請をいただいた件数は 6 件でございます。金額の執行は、1 件 100 万円ですから現段階では 600 万円ということでございます。

○藤原委員

これは、皆さん御存じのとおり私が議員になったのは昭和 58 年 4 月の当選なので、ことしの 4 月でちょうど 30 年になるんですけれども、予算を計上して予算執行が 1 割というのは、私初めてなんです、30 年の中で。こんなのはあり得ないんじゃないかと。しかも、

自分たちが制度設計をやって自分たちが予算計上した予算なんですよ。それなのに、6件の600万円ですから1割にもなっていませんね。6%ということになるのでしょうか。私は普通こういうことはあり得ないんじゃないかと思うんですけども、何かちょっと恥ずかしいなみたいな気持ちはないんですかね。先ほど、副市長の説明ではそういう中身はちょっと全然感じられなかったんですけども、ちょっといかがですかね。こういう予算設計、予算計上と予算執行というのは、普通はあり得ないんじゃないかと私は思うんですけども。

○鈴木副市長

宅地かさ上げに対する基本的な考え方については、先ほど歳入のところでお答えを申し上げたとおりでございます。宅地かさ上げだけでは多分被災者支援というのは完結しないものであると思っていますので、先ほどあった復興基金の活用等も含めて、それから国の動きも含めて、宅地かさ上げがさらに制度的に充実される可能性もありますので、その辺も踏まえて今後の対応、考えを検討させていただきたいと思っております。

○藤原委員

後段についてはまた後で議論しますので、少なくとも制度設計と予算の計上と予算執行でこういうことはあり得ないんじゃないかと。だって、私は本当に初めて見ましたよ、30年の中で。1億円予算計上して9,000万円補正減するなんていうのは初めてですよ、私は。だから、そういうことに対する、何といいますか、じくじたる思いというのか、ちょっとミスっちゃったなというか、そういう気持ちはないんですかと聞いているんです、私は。後段のやつはまた後でやりますから。

○鈴木副市長

これも先ほどお答え申し上げましたように、制度をつくって該当する人が皆応募されたときにそれを受けるような体制をつくるというのが、やっぱり我々の責任でもあろうと思います。どの程度に、歩どまりという言葉が適切でないですけども、どの辺に抑えるかというのは非常に難しいところもございますし、それから実態としてはこの制度は1年度で終わる話ではなくて、複数年度にわたって制度としてつくっております。そうすると、実際宅地かさ上げをされる人は、自分のうちを新築するあるいは何かをするときにあわせて宅地かさ上げということになりますので、これが全てこれで完結だということではないと思います。そういうことで、少し複数年度で見る必要もございますし、これは繰り返しになりますけれども、先ほどの国の動きなども含めてもっと制度的に拡張できる可能性もございますので、その中でいろいろ考えてまいりたいと思っております。

○藤原委員

それは詭弁なんですよ。私だってこれは1年限りの事業じゃないとわかっていますよ。だけれども、皆さん方は予算というのは単年度主義だということを重々承知で、24年度予算というのは24年度に執行する予算だということを重々承知で1億円計上したんですよ、皆さん方は。だから、何でこんなに9割も補正減になるのかという質問があったときに、いや

いや複数年度で見てほしいというのではないんじゃないか。事業の説明としては、複数年度としてやりますからというのがありますよ。だけれども、予算計上の関係でいったらそれはちょっとないですよ。1億円も計上して9,000万円減なんていうのは。でも、全然素直な答弁が返ってこないの、次に進みますから。

次に、私がお尋ねしたいのは、どうするかという問題でいわゆる震災復興特別交付税の1,047億円の国の補正予算が話題に乗っていました。それで、これは全体で対象住宅4万738棟で1,047億円計上したということになっていますが、皆さん方はこの制度についてはどの程度承知しているのか。報道等も含めて御説明をいただきたいと思います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

震災復興特別交付税の追加の交付ということなんですが、今国会で審議されております補正予算に計上されているということは承知しております。その補正予算に計上する際に、総務省自治財政局財政課からの通知は受け取っております。こちらのほう、国では津波により被災した全壊した住宅の棟数でもって補正予算額を積算したということでもあります。

先日、こちらの国の積算であたり予算計上額を受けて、宮城県でこちらの震災復興特別交付税の追加というのは被災のあった県単位に配分されるということになりました。津波による被災地域がある県、ですから青森県、岩手県、宮城県、そして福島県、茨城県、千葉県、こちらの県に交付されるということになります。その後、それぞれの県の考え方、判断によって、それぞれの被災市町村に対しての配分が行われるということになります。この国での積算の根拠を受けて、今度県の考え方に基づいて私たちの市町村に配付されてくるわけなんですけれども、その際こういった考え方でこういった計算方法でもって交付がされてくるのかということは、まだはっきりとしたことはわかっておりません。ただ、私たちのほうで今押さえている内容としては、国のほうでの積算は被災した棟数、住宅の建物の件数でもって積算はしているんですが、宮城県で先日調査をしたんですけれども、その調査内容としては被災した世帯、津波浸水区域の世帯でもってその調査が行われたということです。ですから、被災した世帯でもって計算がされるのかどうなのか、この辺はまだはっきりわからないんですが、現時点で市のほうで県とのやりとりの中では、被災した津波浸水区域の世帯数でもってその数字の確認をし合っているという状況になります。以上です。

○藤原委員

総務省のレクチャーの文書によると、いわゆる災害危険区域以外の地域に住んでいた人たちが建てかえたり移転したりするときに使える補助金ということですね。それで、利子補給とか宅地かさ上げ、移転費等について1戸当たり282万円を3万2,184棟に予定をしていると。その分が907億5,888万円ということになります。それから、都市区画整理事業に該当する分について1戸当たり163万円を8,554棟ということになりまして、その分が139億4,302万円ということになります。

それで、1月12日付の河北新報なんですけど、1月11日に谷復興副大臣が石巻で1,000億円のうち3分の2以上は宮城県に配分すると言明したという記事が載っています。具体

的に言うと、700億円は宮城県の配分分だと言っています。それから、この間2月6日だったと思いますが、宮城県議会の震災特別委員会と市議会の懇談がありました。そのとき、700億円はどういうふうに配分するのかと、宮城県は1円もとるつもりはないんだと、全て市町村に配分する予定なんだと言っていました。

そうすると、大まかにどういう計算ができるかという、私がつかんでいる去年の12月31日段階での宮城県の全壊戸数というのは8万5,414戸なんです。そのときの多賀城の全壊戸数が1,746戸です。割合からすると、2%なんです。最終的にどうなるかはわからないんだけど、今報道されている中身を大ざっぱに推測していくと、700億円の2%というと14億円になるんです。これは、今から正確に調査をして県が計算方式をつくってくるとは思うんだけど、そういうレベルの配分金になるということなんです。だから、私はもう少し大きく構えてちょっといろいろ対応してほしいなと思うんですが、市長、どうでしょうか。

○菊地市長

ちょっといろいろと考えてみたいと思います。

○佐藤委員長

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第18号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○佐藤委員長

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、きょうはこの程度にいたしまして延会といたします。

あしたは午前10時から特別委員会が再開されますのでよろしく願いをいたします。

御苦労さまでした。

午後4時11分 延会

補正予算特別委員会

委員長 佐藤 恵子